

平成 24 年

第 1 回柳泉園組合議会定例会会議録

平成 24 年 2 月 22 日開会

柳泉園組合議会

平成24年第1回柳泉園組合議会定例会会議録目次

○議事日程	1
○出席議員	1
○関係者の出席	1
○事務局・書記の出席	2
○開 会	2
・会期の決定	2
・会議録署名議員の指名	3
・諸般の報告	4
・施政方針	4
・行政報告	4
・議案第1号（上程、説明、質疑、討論、採決）	3 5
・議案第2号（上程、説明、質疑、討論、採決）	4 0
・議案第3号（上程、説明、質疑、討論、採決）	4 1
・議案第4号（上程、説明、質疑、討論、採決）	4 3
・議案第5号（上程、説明、質疑、討論、採決）	4 6
・議案第6号（上程、説明、質疑、討論、採決）	4 6
○閉 会	6 2

平成24年第1回
柳泉園組合議会定例会会議録

平成24年2月22日 開会

議事日程

1. 会期の決定
2. 会議録署名議員の指名
3. 諸般の報告
4. 施政方針
5. 行政報告
6. 議案第1号 柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について
7. 議案第2号 柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
8. 議案第3号 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更について
9. 議案第4号 平成23年度柳泉園組合一般会計補正予算（第2号）
10. 議案第5号 平成24年度柳泉園組合経費の負担金について
11. 議案第6号 平成24年度柳泉園組合一般会計予算

1 出席議員

- | | |
|----------|----------|
| 1番 細谷祥子 | 2番 梶井琢太 |
| 3番 村山順次郎 | 4番 石塚真知子 |
| 5番 遠藤源太郎 | 6番 安斉慎一郎 |
| 7番 中村清治 | 8番 石川秀樹 |
| 9番 鈴木たかし | |

2 関係者の出席

- | | |
|-----|------|
| 管理者 | 馬場一彦 |
|-----|------|

副 管 理 者	渋谷 金太郎
副 管 理 者	坂 口 光 治
助 役	森 田 浩
会計管理者	林 幸 雄
東久留米市環境部長	西 村 幸 高
西東京市みどり環境部長	金 谷 正 夫

3 事務局・書記の出席

総務課長	新 井 謙 二
施設管理課長	中 村 清
技術課長	涌 井 敬 太
技術課主幹	大 場 俊 美
資源推進課長	佐 藤 元 昭
施設管理課長補佐	千 葉 善 一
技術課長補佐	足 立 淳 史
資源推進課長補佐	鳥 居 茂 昭
書記	宮 寺 克 己
書記	濱 田 伸 陽
書記	小 林 光 一

午前 11 時 03 分 開会

○議長（遠藤源太郎） 定足数に達しておりますので、ただいまより平成 24 年第 1 回柳泉園組合議会定例会を開会いたします。

地方自治法第 121 条の規定により、管理者をはじめ関係者の出席を求めています。

○議長（遠藤源太郎） 「日程第 1、会期の決定」を議題といたします。

このことについて本日代表者会議が開催されておりますので、東久留米市の代表委員であります梶井琢太議員に報告を求めます。

○2 番（梶井琢太） 本日代表者会議が開催され、平成 24 年第 1 回柳泉園組合議会定例

会について協議しておりますので、決定事項のみ御報告申し上げます。

平成24年第1回柳泉園組合議会定例会の会期につきましては、2月22日、本日1日限りといたします。

また、本日の日程としましては、お手元に既に御配付のとおりであります。

まず、「日程第3、諸般の報告」は、書面配付をもって報告といたします。

次に、「日程第4、施政方針」及び「日程第5、行政報告」を続けて行い、質疑は行政報告の終了後に一括してお受けします。

次に、議案審議に入り、「日程第6、議案第1号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」、「日程第7、議案第2号、柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」、「日程第8、議案第3号、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について」、「日程第9、議案第4号、平成23年度柳泉園組一般会計補正予算（第2号）」を順次審議し、採決いたします。

次に、「日程第10、議案第5号、平成24年度柳泉園組合経費の負担金について」及び「日程第11、議案第6号、平成24年度柳泉園組一般会計予算」は関連がございますので一括議題として審議し、個々に採決いたします。

以上で本日予定された日程がすべて終了となり、第1回定例会を閉会いたします。

以上が代表者会議の決定事項でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（遠藤源太郎） 報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠藤源太郎） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。今定例会の会期は、代表委員の報告のとおり本日1日とし、日程表のとおりといたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠藤源太郎） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とし、日程表のとおりとすることに決しました。

○議長（遠藤源太郎） 「日程第2、会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第92条の規定により、議長において次の2名を指名いた

します。

3番、村山順次郎議員、4番、石塚真知子議員、以上のお二方にお願いいたします。

○議長（遠藤源太郎） 「日程第3、諸般の報告」を行います。

諸般の報告に関しましては、お手元に御配付いたしております書類に記載のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（遠藤源太郎） 「日程第4、施政方針」及び「日程第5、行政報告」を続けて行います。なお、質疑につきましては行政報告が終了した後、一括してお受けいたします。まず施政方針を行います。

○管理者（馬場一彦） 本日、平成24年柳泉園組合議会第1回定例会の開会に当たりまして、施政方針を申し上げる前に一言ごあいさつを申し上げます。

各市とも第1回定例会の開催を控えまして、それぞれお忙しい中、議員の皆様におかれましては本日の定例会に御出席いただきましてまことにありがとうございます。

本日の定例会におきましては御案内のとおり、条例及び平成24年度予算案など、6件を議案を御提案申し上げさせていただいております。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、施政方針を申し上げます。

平成24年第1回柳泉園組合議会定例会に当たり、柳泉園組合の主な課題とその対応及び平成24年度事業運営に対する基本的な考え方を申し上げ、柳泉園組合議会、関係市住民の皆様及び周辺地域の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

まず事業運営の基本方針について申し上げます。

昨年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により、国は電力供給が不足する事態が想定されることから、昨年の夏には電力使用制限を発令しました。当組合も対象となりましたが、使用制限の基準を達成することができました。今年度も引き続き同様の対応を行ってまいります。

また、原子力発電所の事故により放出された放射性物質による人の健康や生活環境への影響をできる限り早く低減していくため、国、地方公共団体及び関係原子力事業者等が講ずべき処置等について放射性物質汚染対処特別措置法が公布され、この事故により汚染された廃棄物を安全に処理するための基準等が整備されました。この特別措置法に規定され

る基準等を遵守し、適正な維持管理に努めてまいります。関係市においてはごみの減量をさらに推進するため、容器包装プラスチックの分別収集及び資源化が実施され、廃棄物の発生抑制や容器包装リサイクル法への対応を行っております。

このような状況において、当組合においても中間処理施設の立場から最終処分に係る負担を軽減するため可能な限り資源化を図り、地球温暖化対策の推進も視野に入れた施設の維持管理及び運転管理を工夫し節電をするとともに、効率的な発電を行うなど、日々排出される廃棄物の処理を安全で衛生的に安定して行いつつ、経費の削減に努めてまいります。

次に、当組合として解決すべき課題とその対応について申し上げます。

初めに、負担金について申し上げます。

歳入は、資源回収物の売り払いは資源物の流通が回復し、価格が上昇したことによる増、電力の売り払いは、前年度において夏の節電対策として実施した昼間の焼却量をふやし、夜間の焼却量を減らしたことにより、売電単価の高い昼間の発電量をふやすことができ、夏以降においても同様の運転を継続しております。今年度においても同様の運転計画により、電力売り払いが増となる見込みです。

一方歳出において、クリーンポートは竣工後11年が経過し、経年劣化している重要部品の交換及び増大する維持補修費を必要最小限に抑えたため、平成24年度の負担金は前年度と比べ1,440万4,000円、0.7%の減となりました。

次に、関係市との人事交流について申し上げます。

当組合が事務事業を円滑に進める上で、関係市と意思の疎通を図ることは極めて重要であり、平成10年度から関係市との人事交流を行ってまいりましたが、定年退職後の欠員分について人件費抑制のため原則補充は行わず、新規職員の採用を抑制していることから、職員数が減少しているため、清瀬市及び西東京市との交流は見合わせておりますが、東久留米市とは引き続き人事交流を行います。

次に、人事管理について申し上げます。

ここ数年にわたる団塊の世代の定年退職者及び普通退職者の欠員分は、人件費抑制のため原則補充は行わないこととしております。この欠員分については、再任用職員を積極的に活用しております。また、クリーンポートの運転管理に係る欠員分については、平成14年度より派遣法に基づき派遣職員で対応してりましたが、昨年厚生労働省より派遣期間の制限のない専門的26業務についての指針が示され、廃棄物処理施設の運転業務は専門的26業務には該当しないということが明確化されましたので、前年度から運転業務

の一部を委託に変更いたしました。

平成24年度の職員数は、正規職員41人と再任用職員3人の44人体制といたします。
次に、平成24年度の予算編成について申し上げます。

予算編成に当たりましては、依然として関係市の財政事情が極めて厳しいことを踏まえ、歳入の使用料及び手数料については、平成22年度の決算額及び23年度の決算見込みをもとに精査した上で計上し、歳出の各施設の維持管理に係る維持補修費、消耗品費、光熱水費、委託業務等は経費削減に努め、基本的に平成22年度の決算額をもとに精査した上で計上しております。

次に、平成24年度の主要施策について申し上げます。

可燃ごみの処理につきましては、関係市の搬入計画に基づき、年間搬入量は平成22年度実績と比較して145トン、0.2%の増を見込んでおります。

クリーンポートにおいては、施設の安定稼働を目的とした定期点検整備補修を毎年度計画的に実施しており、平成24年度においても、経年劣化している重要部品の交換等も実施し、特に発電設備であるタービンは、電気事業法により4年に一度の法定検査に伴う整備を実施いたします。なお、東北地方や神奈川県を除く関東地方の焼却施設は、放射性物質汚染対策特別措置法施行規則において、特定一般廃棄物処理施設と規定されたことにより、クリーンポートから生じる焼却灰等及び排ガス中の放射性物質濃度の測定が義務づけられたため、これらについて法に基づいた測定を行い、適正な維持管理に努めてまいります。

次に、不燃ごみ及び粗大ごみの処理につきましては、関係市の搬入計画に基づき、年間搬入量は平成22年度実績と比較して834トン、10.9%の増を見込んでおります。なお、不燃・粗大ごみの搬入量については関係市において、容器包装プラスチックの分別収集を開始する前の平成17年度実績と比較して、5,166トン、37.8%の減となります。

不燃・粗大ごみ処理施設で破碎処理した後の硬質系プラスチック類については固形燃料として加工した後、セメント焼成の燃料として使用し、その灰はセメント原料の一部として再利用いたします。さらに軟質系プラスチック類及びその他可燃物はクリーンポートで焼却処理を行い、金属類などは資源物として再利用することにより、不燃物の埋め立て処分は行いません。

次に、資源物の処理につきましては、関係市の搬入計画に基づき、年間搬入量は平成22年度実績と比較して425トン、5.0%の減を見込んでおり、リサイクルセンターで

選別処理及び圧縮梱包等をした上で資源化いたします。さらに資源化の難しい屑ガラスについても建設資材等として加工し、再利用することにより、埋め立て処分は行いません。

次に、し尿の処理につきましては、関係市の搬入計画に基づき、年間搬入量は平成22年度実績と比較して94キロリットル、5.5%の減を見込んでおり、処理後の排水については希釈した上で下水道放流をいたします。

次に、厚生施設の運営につきましては、安全の確保と衛生面に配慮した厳重な水質管理をし、市民の皆様にご快適に施設を利用していただけるよう努めてまいります。

次に、今後の組合の課題について申し上げます。

現在関係市においては、一般廃棄物処理基本計画の見直しをしていることから、当組合においても関係市に合わせ見直しを行っております。

不燃・粗大ごみ処理施設の改修計画については、関係市における容器包装プラスチックの資源化の状況、当組合に搬入される不燃ごみの組成及び量並びにし尿の搬入量等を見ながら適切な施設の規模、処理方法及び改修の実施時期につきまして関係市と連携して、その基本的な方向性を検討しており、一般廃棄物処理基本計画に反映させたいと考えております。

また、組合運営に当たっては中間処理施設としての役割を適切に遂行するため、クリーンポート、不燃・粗大ごみ処理施設、リサイクルセンター、し尿処理施設及び厚生施設の業務の見直し及び改善を図りながら、費用対効果を精査した上で効率的な施設運営に努めてまいりたいと考えております。

最後に、災害廃棄物の受け入れについて申し上げます。

昨年11月24日、東京都市長会は、宮城県女川町の災害廃棄物が多摩地域の清掃工場において円滑に処理できるよう相互に協力することを目的とした基本合意を女川町、宮城県及び東京都と締結しました。現在、東京都市町村清掃協議会で受け入れに向け、東京都と具体的なことについて協議・検討しております。受け入れに当たりましては組合周辺自治会の御理解を得ることが前提条件であり、さらに組合議会への御報告、関係3市住民への説明会を予定しております。

以上をもちまして、平成24年度の組合事業に関する基本的な考え方を申し述べましたが、柳泉園組合議会、関係市住民の皆様及び周辺地域の皆様の御理解と御協力を重ねてお願い申し上げます。平成24年度の施政方針とさせていただきます。

○議長（遠藤源太郎） 次に、行政報告を行います。

○助役（森田浩） それでは、行政報告をさせていただきます。

今回の行政報告につきましては、平成23年11月から平成24年1月までの3カ月間の柳泉園組合における事業運営等についての御報告でございます。

初めに、1ページの総務関係でございます。

1の庶務について、(1)事務の状況でございますが、柳泉園組合周辺自治会定期協議会を東久留米市においては11月8日に、東村山市においては10日にそれぞれ開催し、その中で上半期における組合の施設管理運営の状況等について御報告を申し上げ、御理解いただいたところでございます。11月11日に関係市で構成する事務連絡協議会、また14日に管理者会議を開催し、平成23年第4回柳泉園組合議会定例会の議事日程(案)等について協議いたしました。また、1月4日から11日にかけて、平成24年度予算案について、持ち回りで関係市に対しまして御説明をさせていただいたところでございます。

続きまして、2の見学者についてでございますが、今期は9件、672人の見学者がございました。このうち小学校の社会科見学が7件、630人でございます。

次に、2ページでございます。3、ホームページについてでございますが、表2に記載のとおりでございます。御参照いただきたいと思います。

次に、4のごみ処理手数料の収入状況でございますが、表3に記載のとおりでございますので、これにつきましても御参照いただきたいと思います。

次に、5の監査についてでございますが、両監査委員において、11月30日に例月出納検査が行われました。

次に、6の契約の状況についてでございますが、今期は2件の工事請負契約を行っております。詳細につきましては行政報告資料として記載してございますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、3ページのごみ処理施設関係でございます。

初めに、1のごみ及び資源物の搬入状況でございます。

今期の構成市のごみの総搬入量は表4-1に記載のとおり1万8,502トンで、これは昨年同期と比較しまして457トンの減少となっております。

内訳といたしましては、可燃ごみにつきましては4ページの表4-2のとおり1万6,478トンで、昨年同期と比較しまして382トン、2.3%、不燃ごみにつきましては表4-3のとおり1,934トンで、昨年同期と比較しまして47トン、2.4%、粗大ごみ

につきましては5ページの表4-4のとおり90トンで、昨年同期と比較いたしまして28トン、24.0%と、それぞれすべてで減少しております。

なお、構成市別、月別の各ごみ搬入量の内訳といたしましては、3ページの表4-1から5ページの表4-4に記載のとおりでございます。

次に、表4-5でございますが、1人1日当たりのごみの原単位を表示してございますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、6ページでございます。表5-1及び表5-2でございますが、有害ごみの搬入状況を表にまとめたものでございますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、7ページの表5-3につきましては、動物死体の搬入状況を表にまとめたものでございます。

続きまして、8ページでございます。表6は缶類等の資源物の搬入状況をまとめたものでございまして、今期の総搬入量は2,085トンで、昨年同期と比較しまして77トン、3.6%の減少となっております。

次に、2の施設の稼働状況でございます。

まず柳泉園クリーンポートの状況でございますが、1号炉及び汚水処理設備定期点検整備補修が完了し、その後順調に稼働しております。また、11月と1月には排ガス中及び土壌中のダイオキシン類測定を実施しております。

続きまして、9ページでございます。表7、柳泉園クリーンポート処理状況でございますが、クリーンポートで焼却しています可燃物等の焼却量は1万8,094トンで、昨年同期と比較いたしまして614トン、3.3%の減少となっております。

表8から10ページの表10は、ばい煙、ダイオキシン類及び下水道放流水の各種測定結果などを記載してございます。それぞれ排出・排除基準に適合いたしております。

続きまして、11ページでございます。表11-1、放射能濃度測定結果でございますが、柳泉園組合が焼却灰を搬入している東京たまエコセメント化施設を運営する東京たま広域資源循環組合の要請によりまして、焼却灰及び飛灰の放射性濃度を毎月1回測定しております。その測定結果を記載してございます。

次に、表11-2でございますが、1月から月1回以上の測定が義務づけられました排ガス中の放射能濃度測定結果を記載してございます。

表11-3は敷地境界空間放射線量測定結果を記載してございます。11月24日は専門の分析機関に測定を依頼いたしました。また、1月からは週1回以上の測定が義務づけ

られ、職員により行った結果を表として記載してございます。なお、測定結果は柳泉園組合のホームページでも公表してございます。

続きまして、12ページの(2)不燃・粗大ごみ処理施設でございますが、12月にバグフィルター清掃を行い、施設は順調に稼動しております。

次に、表12の粗大ごみ処理施設処理状況でございます。不燃・粗大ごみ処理量は2,024トンで、昨年同期と比較しまして76トン、3.6%の減少となっております。

続きまして、13ページでございます。(3)リサイクルセンターでございますが、11月にびん系列昇降装置補修を、1月に缶系列定期点検及び古紙系列コンベヤレール補修を行っております。その後、施設は順調に稼動してございます。

次に、表13のリサイクルセンター資源化状況でございますが、資源化量は2,085トンで、昨年同期と比較しまして77トン、3.6%の減少となっております。

続きまして、14ページの3、最終処分場についてでございますが、引き続き東京たま広域資源循環組合エコセメント化施設に全量を搬出しており、今期は2,374トンで、昨年同期と比較しまして20トン、0.8%の減少となっております。搬出状況は表14に記載のとおりでございます。

次に、4の不燃物再利用状況についてでございますが、不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターで発生いたしました不燃物、屑ガラス等につきましては埋め立て処分はせず、RPFや路盤材として再利用を行っております。再利用の状況につきましては表15に記載のとおりでございます。

続きまして、15ページのし尿処理施設関係でございますが、今期のし尿の総搬入量は359キロリットルで、昨年同期と比較しまして104キロリットル、22.5%の減少となっております。表16-1から表16-3に搬入状況の詳細を記載してございます。

続きまして、16ページでございます。2の施設の稼動状況でございますが、今期は貯留槽清掃を実施し、施設は順調に稼動しております。

次に、表17のし尿処理施設における下水道放流水測定結果についてでございますが、それぞれ排除基準に適合しております。

続きまして、17ページでございます。施設管理関係、1、厚生施設についてでございますが、(1)施設の利用状況でございますが、各施設の利用状況を昨年同期と比較いたしますと、野球場で12.9%、テニスコートが22.5%、室内プールは19.1%、浴場施設が7.6%とそれぞれ減少しております。詳細につきましては、表18-1及び表18-

2に記載のとおりでございます。また、各施設の使用料の収入状況につきましては、18ページの表19に記載のとおりでございます。

次に、(3)の施設の管理状況でございますが、室内プール及び浴場施設の水質測定結果を表20及び19ページの表21に記載しております。それぞれの測定結果の数値につきましては、基準に適合いたしております。

以上、簡単ではございますが、行政報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長(遠藤源太郎) 以上で施政方針及び行政報告が終わりました。

これより施政方針及び行政報告に対する質疑を一括してお受けいたします。

○4番(石塚真知子) では、幾つか質問させていただきます。

まずは今少しお聞きした厚生施設についてなんですけれども、施設の利用状況をお伺いしたところ、野球場で12.9%、テニスコートは22.5%、会議室は14.6%、室内プールも19.1%、浴場施設やトレーニング室もそれぞれ7.6%、8.5%とすべてにおいて減少しており、使用料の収入状況を見ると169万5,600円の減収とありますが、これらの原因をどのようにお考えなのか教えてください。

あとは、前回の定例会でも空間放射線量の測定の継続を質問させていただきましたが、その際、購入して計測していくといった内容の御答弁だったかと思いますが、その後いかがでしょうか。

あとは人件費抑制のための原則補充はなしとのことで、再任用職員を積極的に活用とのことで、トータルですと昨年度よりも3名少ない体制かと思いますが、1人当たりの職員の方々の負荷といいますか、仕事量などは適正であるのか、少しそういった部分も教えてください。

まず先に3点お願いします。

○施設管理課長(中村清) ただいまの御質問に対してお答えいたします。

まずテニスの利用状況の利用回数の比較でございますけれども、これは22.5%と大幅に減少しております。このことにつきましては、1月20日に珍しく大雪が降ったためにコート面が非常に凍りまして、1月いっぱい、12日間の合計ですけれども、使用できなかったためと思っております。1月だけでもなくて、2月までもそれが影響を及ぼしているところでございます。

それから、温水プールの利用者比較におきまして19.1%と、これもやはり大幅に下落

しておりますが、これはお隣、東村山市の市民プール、温水プールがございませぬけれども、昨年11月より再オープンいたしましたところでございまして、うちに来ておりました利用客もそちらに帰還されたのではないかと見ているところでございませぬ。ちなみに東村山市のプールは平成21年10月から休館になりまして、平成23年11月にオープンなんですけれども、平成21年の同時期の利用状況の比較を申し上げますと、34.7%ほどの増となっております。

○技術課長（涌井敬太） 大変申しわけございませぬ。空間線量の、少し聞き取りづらかったんですが、その後の経過ということでよろしいでしょうか。（「器械の購入と言っているんだ」と呼ぶ者あり）大変申しわけございませぬ。器械につきましては簡易型でございませぬが購入いたしましたして、1月から毎週1回計測をさせていただいてございませぬ。その結果が行政報告の11ページの表11-3の1月4日以降の数値として記載されたものでございませぬ。

○助役（森田浩） 人件費の関係でございませぬが、対前年で3名ほど減になってございませぬが、これは再任用職員の方が任期を終えまして、3名やめられたということでございませぬして、正規職員でございませぬ。したがって、3名の方が従事しておりました業務につきましては正職員の方がそこに肩がわりしてやっていただくとか、工夫して支障がないように、柳泉園全体の中でいろいろ検討させていただいて今対応を図っているところでございませぬが、正職員の方の退職等が今後ふえていきますと、それにかかわった例えば委託とか、そういうことの方角性も改めてまた考えていかなければならないのではないかとと思ひませぬが、今回は再任用職員の減でございませぬので、そういう形で対応させていただいたところでございませぬ。

○議長（遠藤源太郎） 3回しか質問ができないので、ほかにあるんだしたら質問しちやってください。

○4番（石塚真知子） 御答弁ありがとうございます。それでは、厚生施設の利用状況の減少の原因については大雪の影響ですとか他市の、東村山市の温水プールのリニューアルオープンが影響しているということは理解いたしました。室内プールに関しては、今後も東村山市でオープンしていくようであれば、利用状況は何か変化していくのであるんでしょうか。

あとは、放射線量の測定器を購入していただいたことはありがとうございます。今後も引き続きお願いいたします。

再任用の職員の方が3名退職されたということですが、この柳泉園に限らず、近年正職員の比重というものが少なくなっておりまして、仕事内容であるとか正職員の方の負荷というのは少し重くなっているのかなと思います。メンタルヘルスなどもこの社会問題としてもなっておりますので、そういった部分で少し懸念していたんですけども、今後とも注意を払っていただきたいなと思います。

あとは施政方針の最後でもありましたが、被災地の瓦れきの受け入れについていろいろと御報告をいただいておりますが、近隣の自治会の方々とのお話も協議会である程度の合意はいただいたということですが、他市の事例をいろいろと調べていますと、やはり国難として受けとめられておりますし、被災地支援という観点でとてももう積極的に進めていただきたいという思いは、本当に日本国民のすばらしいところだなと思いますし、力を合わせて頑張っていくべきだとは思っておりますけれども、やはり小さなお子様を抱えていらっしゃるお母様方の御意見なんかは、少し表に出てきづらいところかなと思います。安全面への配慮を、受け入れを決定している自治体ではそれぞれ取り組んでいますし、国が定めたさらにもっと厳しい基準を独自で立てて取り組みを決めて進めているところもありますので、そういった部分も本当にきめ細やかに住民の方々、もしくはこの柳泉園組合の議会でも提示していただきたいなと思いますので、どうぞそのあたりをお願いいたします。

その協議会の中で積極的な御意見が出たようですが、ネガティブな部分の意見などは出ているのでしょうか。少し教えてください。

○施設管理課長（中村清） 浴場施設でございます。毎年残念ながらごくわずかではございますけれども、下がってきております。平成18年のときが最大入場者数でございまして、これが10万5,000人ほどありました。それから3,000人ぐらいつつ、毎年若干でございますが下がりつつあります。ここに来まして震災の影響が、やはり気運として盛り上がってまだ来ていないのではないかと見ているところでございます。

○管理者（馬場一彦） まず被災地の災害廃棄物の処理につきましては、今御指摘のように安全面の配慮、またきめ細やかな対応ということで、今特に放射線の問題というものが多分一番焦点が当たっているのではないかと考えております。そういった中で、現在毎週1回東西南北とあとグラウンドの部分をこういったことで調査しておりますので、これと今後また正式に受け入れるということが決まって受け入れた際の数値の変化等、そういったものは非常に重要なデータになってくると我々も考えております。そういったところの変化等を見ると同時に、基本的にはこの間御説明しておりますように、東京都で、被災地

で相当厳しい放射線の測定ですとか分析調査みたいなものをしていただいておりますので、それが密閉された状態でこちらに来ますから、基本的には問題のないものが来るという認識でありますけれども、柳泉園としてもできる限りは測定等をしながらその安全面、基本的には安全なものしか受け入れないということが基本でありますから、そういった考えで今後もきめ細やかに当然対応していきたいと考えております。

そして、先ほどの周辺住民の方のいわゆるネガティブ的な意見はということで、ネガティブな意見というものは特になかったんですが、御意見としてこの災害廃棄物がどうこうということではなくて、例えば国の原子力発電行政についての御意見ですとか、そういった少し災害廃棄物の関係とは違う、こういった廃棄物のリサイクルは現地ではどうしているのかと。リサイクルとかそういったものをしているけれども、それでも残ってしまう、いわゆる可燃性の木くずですとかそういったものに関して、やはり広域支援の必要性があるんだという、そういった御意見ですとか質疑応答はございました。受け入れに関してネガティブだという御意見は特にございませんでした。

○4番（石塚真知子） 御答弁ありがとうございます。最後の被災地の瓦れきの受け入れについてですが、東京都環境局のホームページからも、災害廃棄物処理支援というところをクリックすると、女川町における災害廃棄物の処理についての3分程度の少し短目の、割とコンパクトにまとめられた瓦れき処理風景を撮影した映像がありまして、それを私も意見をいただいた方々と一緒に見たりはしているんですけども、安全面をきちんと、本当に特に深い知識がない市民にとってもわかりやすい説明をしてくれている映像ですので、そういった部分を本当にもっと活用して、積極的に理解していただくための丁寧な手続は進めていただきたいなと思います。

やはりこれまでさまざまな自治体で議論はされていますが、これはもう正義感だとかリーダーシップで取り組んでいける問題ではないと思っております。もちろん被災地の支援という部分では私自身も賛成の立場ではいるんですけども、他県ですけれども、神奈川県なんかにおいては被災地支援と健康被害の不安とのはざままで葛藤しながらも、やはり安全と判断する根拠の説明が欠けていたという理由で、市民の方々も受け入れの拒否を決定したという記事も見ておりますし、そういったことに転ばないように丁寧に本当に進めていただきたいことをお願いして、私の質問を終わります。

○3番（村山順次郎） 幾つかお聞きしたいと思います。まず災害廃棄物の受け入れの問題について幾つかお聞きしたいと思います。

私は2月15日になりますけれども、女川町に訪問いたしまして、問題になっております選別センター及び瓦れきの仮設の仮置き場など見学をさせていただいてまいりました。そもそも申しますと、今お配りいただいた資料でも数十ベクレルパーキログラム程度の量ではありますが、放射性物質を含んだものということは、基本的には移動させるべきではないと思いますけれども、女川町の現状、仮設の瓦れき置き場及び選別センターもすべて民有地になっておりまして、現地の職員の方も返却が迫られているという御説明もございました。女川町の現状を考えると、広域で処理していくということは必要なことなのではないかなと考えております。

一方で福島第一原子力発電所の事故を受けて、放射性物質全般に対する不安の声というのは市民の皆さんにもしっかりあって、その流れの中で不安の声というものも私にも寄せられているところであります。絶対反対ということではないけれども、果たして本当に安全なのかどうか。情報不足から来る不安の声というのが主なものであります。

受け入れるに当たっては住民合意の形成、それに最大限努力すること、こういう方法でやるんだということを説明される体制をしっかりとしていただきたいということと同時に、あらゆる段階で情報公開をしっかり行っていただくということが、この問題に対応する基本になってくるのではないかなと思います。

それで、まず少し最初にお聞きをしたいんですが、本日9時半から全員協議会が開催されまして、東京都環境局がつくったんでしょうか、DVDも拝見をして、この問題に関する経緯の説明というのもお聞きいたしました。先ほど情報公開と住民の合意形成の努力ということを申し上げましたけれども、聞いてみますと、こういう説明の内容というものこそ住民の、市民の皆さんに公開をしていくスタンスというのが大事なのかなと。結果的には全員協議会の場合である必要があったのかなという感想を持ちますけれども、あえて全員協議会にされた理由のところを教えてくださいたいと思います。

2点目は現段階で把握されている具体的な計画ですけれども、スケジュール、あるいはこちらで受け入れることが想定される災害廃棄物の重量ですね。これらで把握されているものがあればお示しいただきたいと思います。

それで、全員協議会の中では3市市民向けの説明会を3月中、ないしはもしかしたら4月にも開催をしたいという御説明があったわけですがけれども、この際どういう形式でどの程度の回数で行うのか。またその告知の方法ですね。こういうものがやはり重要になってくると思うんですね。夜1回やって説明会をしましたという形ではなく、複数回、告知の

方法にも工夫をしていただきたいと思います、説明会のあり方、お考えがあれば教えてください、

次が4点目になりますかね。それで、受け入れに当たっては補正予算が必要になってくるとは思いますけれども、もしかしたら次回の定例会のタイミングでちょうどいいかもしれませんが、場合によっては臨時会が必要になるとは思いますけれども、その点についてお考えがあれば教えてください、

災害廃棄物については以上の4点であります。

加えてもう1点なんですが、現段階でも焼却灰を二ツ塚処分場に持ち込んでエコセメント化をされているという御説明がありました。焼却灰に含まれるセシウムというのはジグザグはありますけれども、安定しているのかなとも思いますが、以前の説明では、エコセメント化した先の製品には放射性物質は計測されなかったとなっていたかと思うんですけども、最新の検査結果、エコセメント化したものの製品の中に含まれる放射性物質濃度を把握されていれば教えてください、ということですね。まずそれを聞いた上で重ねてお伺いしたいと思います。お願いします。

○管理者（馬場一彦） まず1点目の全員協議会の理由ということですが、これはやはり柳泉園組合としての議会というものが皆様現におられるわけですから、まずこの議員の皆様にごこういった状況等を説明するという事の中で、やはりそういった情報提供の場として設定させていただいたものであります。

○助役（森田浩） まず住民説明会の関係でございますが、これは基本的には住民説明会の主体は市が主体になって実施するものと考えております。そこに柳泉園組合がどのような形で協力させていただくのか、どのような形でかわるのかということは、今後いろいろな形で調整はさせていただきたいと思っておりますが、基本的な考え方は3市が合同で実施するということが基本だろうと思っております。その中でその方法でございますが、今考えられているのは東京都の方が来ていただいて、昨日も来ていただきましたが、DVDを上映し、きちんと東京都の方が現在まで行って来た、東京都が実施してきた放射能の測定とかいろいろな形ですべて東京都から説明があると、東京都の方が説明するという事で、説明会を行うということをお聞きしております。

では実際に柳泉園組合として受け入れの時期等はいつなんですとかという、そのスケジュールでございますが、それにつきましてはこれはまだ、先ほど少し答弁させていただきました、今7団体の検討委員会で東京都を含めまして検討している段階でございます。

その中では、現在のところでは柳泉園がいつから日量何トンを受け入れるのかということがまだ一切決まっておられません。東京都が全体的にいつごろから、被災地からどのくらいのごみを東京都に搬入して、それを各施設にどのような配分といいますか、いつ焼却をお願いするのかというのは、それはまだ基本的なところまで全然決まっておられませんから、それによって決まり次第、柳泉園もそれなりの対応を図っていくと。それと並行いたしまして、予算の関係につきましても、例えば東京都全体で調整した結果、4月からどうしても柳泉園組合で搬入をしてほしいという要請がございましたら、4月のそれまでに補正予算なり予算措置はきちんとしなければいけませんから、それはそれなりに予算措置は補正予算はして、臨時議会か何かできちんと皆様方と協議をさせていただきたいと思っております。

またある一方、6月以降、6月になって搬入がいいですよということになりますと、5月の定例会に予算として提案させていただいて、その中で審議していただくというケースも出てくるのではないかと思いますので、その辺は全体的に東京都がどのような形で今交渉しているのかということがまだまだはっきり明確にわかりませんので、私どもも大変申しわけないですけれども、時期的なことについては明確な答弁は現段階ではできませんけれども、計画としてはそのようなスケジュールになろうかと思っております。

○技術課長（涌井敬太） 東京たま広域資源循環組合のエコセメント製品に含まれる放射性物質の濃度という御質問でございますが、東京たま広域資源循環組合からお聞きしている情報では、製品には不検出という測定結果が出ていると聞いております。

○議長（遠藤源太郎） それでは、質疑の途中ですが、ここで昼食休憩といたします。

午前 11時57分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（遠藤源太郎） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き質疑をお受けします。

○3番（村山順次郎） それでは、休憩の前に引き続いて質問させていただきます。

まず午前中の全員協議会について、状況を説明するためということでお答えがございました。それで、市民にとっても関心の高い問題でありましたし、結果的に聞きした説明及び資料というのは市民にとっても知りたい内容だったかなと。経過の説明などもございましたけれども、そういう形を考え、その中身を見ますと、全員協議会という形式が

適当だったのかなと。やや重複になって、私ども議員としても同じ説明を2度繰り返して聞くことになるかもしれませんが、全員協議会で提供されたものというのは、会議でも説明いただけるものがあれば、例えば後日確認をするときにどういう説明を受けて議員、議会がどういう議論をしたのかということも確認できるわけでもありますので、やや少し頑張ってお聞きをするんですけれども、どういう情報に基づいて質問したのかということが難しい、うまく伝わっていないようですけれども、情報公開の観点からもどうだったのかなと。柳泉園の全員協議会は非公開でやられるということが通例になっているとも聞いておりますので、そのあり方も含めて、今回それがよい形だったのかとは思っております。

その上で、説明会のあり方についてはよろしいですか。

○議長（遠藤源太郎） はい。

○3番（村山順次郎） 説明会のあり方については市で主催をされるということでございました。そうしますと、私どもそれぞれの議会に戻って市の考えということをもた聞いてこないといけないのかなとも思いますが、実際やられるのは柳泉園でもございますので、住民の理解が得られる形になるように、各市とも協議をして進めていっていただきたいと、ここでは要望という形になると思いますけれども、お願いをしたいと思います。

それで、スケジュールについては7つの施設の協議会で検討中であるけれども、その内容を具体的に何月何日から始めるとかということは決まっていないということでありました。受け入れ重量等はこの御質問もいたしました、少しその点はお答えがなかったかなと思ったんですけれども、その限りで言えば、現段階では実施計画みたいなものは決まっていないし、お示しいたっていないのかなと思いますので、補正予算ということのときには、実施計画も含めて御提案をいただければと思います。そうですね、その実施計画等をつくられる予定があるのかどうかは確認したいと思います。

それで、エコセメント化製品のお話で少し確認をしたいんですが、製品化されたものの放射性物質濃度というのは検出されていないということでしたけれども、これは定期的に行われている、直近、例えば1月の測定もされていて不検出だったということによろしいのかどうか、少し念のためですが確認をしたいと思います。

○助役（森田浩） 何をもって実施計画と申すのかは少しわかりませんが、受け入れに当たりましては当然、先ほどから御答弁申し上げているとおり、受け入れ量、また単価、期間等が決まらなければ、それに伴う経費であります予算は組めないわけございま

すから、当然今後検討委員会、東京都の中で各施設の受け入れ量と受け入れ期間、単価等は近いうちに決定されるものだと思っております。それが実施計画というか、受け入れの計画になるのかなとは思って、その段階である程度どういう契約内容になるのか、個々に契約するのか、それとも公社を通して全体的に一体で契約するのかというのは少しまだはっきりわかっておりませんが、いずれにしても7団体ありますから、その団体による受け入れ量というのは全然違ってきますから、それはそれなりの、その団体に見合った契約行為みたいなものが行われるのではないかと考えております。ただその際、今まで柳泉園が国に対して報告しておりますのは、最大日量20トンまでです。それだけです。あとは一切受け入れるとか受け入れないとかというお話はしてございませんから、何トンを受け入れられるんですかということになりますと、最大で日量20トンを受け入れられる用意がありますよということで柳泉園では考えているということでございます。

○技術課長（涌井敬太） エコセメント製品の放射性物質の測定の件でございますが、去年の7月から12月まで、毎月1回測定した結果が柳泉園組合に報告が来ております。

○3番（村山順次郎） わかりました。まずその計画の部分、いずれどこかの段階ではお示しいただけるということだったかと思っております。予算も含めて議論をする場があると思っておりますので、その際また改めて質問もさせていただきたいと思っております。

それで、エコセメント化のお話なんですけれども、本日の行政報告でも柳泉園から持ち出している焼却灰の中に、一定程度の放射性物質が含まれているということは事実関係としてあると思っております。一方でその出口であります製品化したものには検出をされないということになると、素人の知識ですけれども、放射性物質というのは何をどうしようと基本的になくなってしまわないものではないということになると、では柳泉園から持ち出した放射性物質がどこに行ってしまうのかというのが1つ気になる場所なんですけれども、それについては3回の質問ですからこれで最後になると思うんですけれども、どう把握されているのかお聞きをしたいと思います。

それで、最後になるので繰り返しになるんですけれども、災害廃棄物の受け入れについて少し意見を述べますと、スケジュール的にまだ受け入れる時期が決まっていないという状況ではあります。御説明の全体を把握しますと、4、5、6月のどこかの段階でそういうものが現実になっていく。その間に3市の住民向けの説明会も行って、受け入れの条件が整うように取り組を進めていかれるんだと思っております。3市の住民向けの説明会というのはあくまでも3市が実施をして、そこに東京都も主体的に説明に参加をされるという

ことでありますから、住民合意を形成する努力ということは、当然柳泉園もかかわって取り組みをされると思いますので、その部分については十分な対応がとられるようお願いをしたいと思います。この点についても少し繰り返しになって恐縮ではありますが、住民説明会のあり方についてどのようなものが適当か、現段階でのお考えがあればお示しいただきたいと思います。すみません、2点お願いします。

○技術課長（涌井敬太） エコセメントに関してでございますが、大変申しわけないんですが、この東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設につきまして、私どもでは詳細を承知していないものですから、どこにどのように行っているかというのは、今の段階では申しわけございません、わかりかねます。ただ、東京たま広域資源循環組合からは焼却灰、飛灰について、8,000ベクレル未満であれば受け入れは可能であるとはお聞きしておりますので、その範囲内で搬出をさせていただいているという状況でございます。

○助役（森田浩） 住民説明会の関係でございますが、これはあくまでも先ほども御答弁申し上げたとおり、3市で合同で一体となって御理解いただく形でされるのではないかと考えておりますが、柳泉園といたしましても、一緒に最大限協力をさせていただきながら説明会には参加させていただきたい。ただそのときに、例えば住民説明会の中で、では市民の方から実施するのであればこういうこともしてほしいとか新たな条件みたいなものが出ましたら、それはそれできちんととらえさせていただきまして、できるものにつきましては柳泉園としても3市とよく協議させていただきながら、なるべく市民の方の要望にこたえられる体制はとっていきたいと思っております。ただ、あくまでも説明会の中では今までの経緯を踏まえて、柳泉園組合としましては、今回の災害ごみについて受け入れる方向でいきたいという前提のもとに説明をさせていただきたいとは思っております。

○9番（鈴木たかし） 大きく2つですかね、あります。縷々説明の中で、今回放射性的についている、まずは災害廃棄物の件です。放射性的の検査はあって、現地で1回、移動中のストックヤードで1回、着いて1回やると。放射性的の検査をしてから現地に持ってくるんだよということは国も都も言っていて、それがあから柳泉園としては受け入れるんだという前提があるわけですね。心配される方の中にはいろいろと心配材料が日に日に惹起してくるんですけども、最近私が相談を受けました内容は、建築廃材の中にはC C A木材と言われる廃材があると。これは私もよくわからないんですけども、つまり六価クロム、それから砒素、要するにそういうのが含まれていた木材が、1960年代から1970年代後半ぐらいまでよく使われていて、その廃材を処理する場合には、きちんと分別をして

処理しないと六価クロムが発生したり砒素が発生したりするそうなんです。

今回被災地瓦れきを焼却するに当たって心配をされる方の中には、つまり女川町なり被災地の中で建物が一気に壊されていくわけですから、その中で峻別をされるにしても木材は来ると。その木材の中にC C A木材は入ってくるのではないかという心配をされている。それが1つ現実化したのが、2月の頭に岩手日日新聞というところが報じた中に、岩手県が大槌町の被災地ごみを燃やしたら六価クロムが出てきましたという報道なんです。それは根拠とするとそのC C A木材を燃したからだということなんです。つまり放射線についてはよくわかったと。しっかりとれるんでしょうと。安全なものが来るんですねということはおわかっておられるんですが、ではこの六価クロム問題、C C A木材についてはどうなんですかということでした。

私がここで御質問したいのは、そういう観点というか、そういうのをお持ちかどうかです。もしお持ちであれば言うことはないんですが、お持ちではないとした場合に、通常今回の被災地瓦れきとは関係なく、いわゆる建築廃材を、ごめんなさい、不勉強で申しわけないんですが、燃されるケースがあるのかどうかですね、この柳泉園として。建築廃材を通常燃すケースがある場合に、C C A木材という峻別の観点があるのかどうか。あれば問題はないわけです。なかった場合についてはぜひ研究をして、六価クロムやら砒素やらということについての対処をしてほしい。これがまず第1点です。

それから、放射能について御心配をされるお母様方の中にはよく勉強される方がいて、柳泉園組合でもありますけれども、最終的に煙突から出てくる灰じん、煙はバグフィルターでもってすべて吸収される。そうはなっているんですが、それでも出てくるものがあるんだと言うんです。バグフィルターでもって完全に除去できない物質があると心配をされる。これはこういう物質でもって、バグフィルターの性能がこうだからこうだということは、きょうは書類を持ってきていませんので申し上げませんが、恐らく今後こういう説明会をしていくに当たってはそういう質問も想定されると思うんです。ですから、御心配される方々は、我々議員もそうなんです、総論賛成ではないですか。被災地支援のためには、これはぜひやったほうがいいのは当たり前でして、各論になると地域の方々にしてみれば心配であるし、だけれども1つ1つ心配の種を摘んであげれば、それはもう問題はないわけですから、私が今申し上げた想定されるべきこうした問題は、事前にクリアしておいていただけるといいなとお願いをいたします。これで2点目ですね。

3点目は、もう縷々出ています説明会については、もちろんきょうの開催についても全

員協議会でもってやるということについては、ネット上では大変にけしからん、だまし討ちだと。重大な決議を市民の目の見えないところでやるとはけしからんということが随分出ていまして、10時からの議会については公開されるだろうから来ようと言っていたにもかかわらず、傍聴の方は午前中は清瀬市の議員が来ていましたけれども、お一人だったんですね。大多数の方々はもちろん安心をしている。国や行政、柳泉園のしていることについては。ただ私ども議員についても御信頼をいただいていると私は思っていますけれども、やはり一部に専門的な知識をお持ちでとても心配だと言われる方は、どうしても一定数はおられるんですね。そうした方がもしぜひ説明を聞きたいと言ったときに、行政単位でやるのか、それはともかくとして、また私の希望とすれば、そういう方がいれば個別に柳泉園をまず見ていただき、柳泉園見学の形の流れの中で、こういうふうに震災互れきの処理についてはやっていくんだと。DVDも見ていただいて柳泉園の施設も見ていただいて、そして御納得をいただけるというのが一番いいのかなと思います。そうした形での随時な質問会というのをぜひお願いしたいと思います。

以上3点、よろしくお願いたします。

○技術課長（涌井敬太） 一番目のCCA木材というんですか、大変申しわけございません。認識がございませんので、この場ではお答えをすることが難しい。勉強いたします。

それから、排ガスをバグフィルターで除去することに対する不安の件でございますが、基本的にはバグフィルターの前で活性炭というものを吹き込みまして、そこで細かいものは、全部ではありませんが、ほぼすべてのものがそこで吸着されて、その後にフィルターにつきますので、ガス状でない限りバグフィルターから外部へ出ることはほとんどありません。通常有害な重金属というのは150度C程度の温度では固体状、または液体状になりますので、ガス体としてはほとんどのものが存在しませんので、大半のものはそこでとれると理解しております。ただ、水銀は一部ガス状ということで存在するものもありますので、水銀に関しては一部出る可能性はありますが、基本的に水銀の入っている廃棄物については、私どもの施設では焼却処理することにはなっておりませんので、前提としてはないはずなんです。一応それについては水銀濃度測定器というものはつけてございまして、過去に高濃度の水銀の排ガスが出たという記録はございません。

それから、建設廃材でございますが、現在柳泉園組合としましては、建設廃材につきましては基本的にはお引き受けはしておりません。一般家庭のごみの中に一般家庭のごみとしてまざっている分についてはやぶさかではありませんが、建設廃材という形の場合は、

いわゆる産業廃棄物になりますのでお引き受けをしておりません。

○助役（森田浩） 市民の方への説明のあり方でございますが、基本的には今後3市の合同で行うということがまず最初の前提になっておりますが、その後何らかの形である団体、またある自治会等が少し説明してほしいとか、いろいろそういう御要望がありましたら市ともよく協議させていただきながら、説明責任をきちんと果たして御理解いただくように努めてまいりたいと思っております。

○9番（鈴木たかし） CCA木材について、そこから出される六価クロムの問題、砒素の問題についてはぜひお勉強いただいて、私も柳泉園組合としてはこれから研究をし、そういうことが出ないように取り組まれるそうですというお答えを市民の方にはさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

説明会については、もちろんそうしたあり方で結構だと思います。個別に1人、2人が説明してくれと来られても、それはもう対処のしようがありませんし、それは例えば私が受けた場合には、市と相談しながらある程度の人数をまとめて、その上で説明主体が東京都なのかどこなのかは別にしても、それについての対応をしていただける場を柳泉園として持っていただければそれで結構だと思います。

○2番（梶井琢太） まず質問に先立って、先日の代表者会議の中で資料請求をお願いしていたんですが、住民自治会への説明会の要綱、要点筆記、あるいは速記録をお願いしていて、出せる部分は出していただけるというお話があったと思うんですが、その点に関しての資料請求を議長においてお取り計らいをお願いします。

○議長（遠藤源太郎） ただいま梶井議員から、先日の近隣住民の説明会の記録を資料として出してほしいということなんですが、間に合うかどうかという話だったんです、きょうに。この間の時点では、少し待ってくださいね。

それでは、答弁をいただきます。

○助役（森田浩） 現在、協議会における議事録につきましては作成してございます。ただその精査をこれから少ししたいと思っておりますので、精査が終わり次第、何らかの形で報告はさせていただきたいと思っております。

○2番（梶井琢太） よろしく申し上げます。

では、質問に入ってまいります。被災地のごみの受け入れに関しましては、これまでいろいろ議員から質問が出ておまして、私からは確認にとどめたいと思いますが、私も基本的には被災地の復興支援を進めていくために、災害廃棄物の受け入れを進めていく

べきという立場でございます。ただしその前提条件としては、組合側からも管理者からも出されております諸条件をクリアするべきだし、今後も市民説明会等で丁寧な対応を図っていただくということが必要かなと思います。

そこで何点か質問したいんですが、まず前提条件の範囲なんですけれども、これは少し苦言に近い形になってしまうかもしれないんですが、施政方針では前提条件が周辺自治会の御理解を得ることのみに一応なっているんです。組合議会の御報告と関係3市民への説明会を予定していると。ただ前回の議会、第4回定例会では前提条件が、管理者のお言葉ですよ。周辺住民の方の御理解、また柳泉園組合議員の皆様の御理解、そういったものを積み上げていくことが前提条件であるという記述、お言葉になっています。そういった意味では、これまでの発言とそごがあっては基本的にはまずいのかなと私は思いますので、こういった少し細かい問題ですけれども、施政方針の中でのそういった発言についても、もう少し整理してまとめていただきたいなという意見を私は持っております。もし何か御意見がありましたら御答弁をいただきたいなと思います。

2点目が、その前提条件の範囲を周辺自治会の御理解といいますか、助役の言葉で言えば合意、あるいは組合議会への報告というよりは、助役の言葉で言うと同意の件なんです。これもこれまでの質問で出ていますので、私からは一応簡単に確認だけさせていただきます。要は周辺自治会の合意については、管理者として既に合意は得られたという認識でおられるのかというのが1点目。

もう1つが、組合議会の同意につきましては、今後詳細が決まったら補正予算、あるいは計画書、こういったものを改めて議会に提示して、それも受け入れる前ですよ。予算の議決なりで、その時点からそれ以後に受け入れを始めるという理解でよろしいのかどうか、あるいはそういったことを約束していただけるのかどうかという質問です。

大きな次の質問が、安全性に関してさきの議会では管理者から、例えば万が一のことが起こった場合にはどこが責任をとるのかという問題で、東京都が責任をとるんだという御答弁があったと思うんですが、やはりこれから計画書ができる過程で責任の所在についても明確化されると思うんですが、問題が起こったときに、例えば柳泉園で独自で判断して焼却をストップできたり、最終的にそういったどこが責任を持って対応できるのかというのはどういう検討状況になっているのかというのを伺いたいと思います。

とりあえず以上でお願いします。

○管理者（馬場一彦） 周辺住民の方の御理解ということなんですけれども、これは先ほ

ども御答弁しましたように、周辺の方々の理解が得られたと考えております。

また、議会のいわゆる理解云々という今そのお話ですけれども、これは先ほども申し上げていますように、具体的には今後予算の関係がありますから、当然その予算の議決というものをもって物事を進めていくというのは、これは当然のことです。ですから、予算の議決がない中でこういった被災のごみを受け付けるということなんでしょうかね、今の御指摘だと。そういうことは少し。

○議長（遠藤源太郎） 少し会話をしないでください。

○管理者（馬場一彦） 当然議会にこれから補正になるのか、それは臨時議会、どういう場なのかということとはございますけれども、議会にそういった予算の関係を提案させていただき、御理解を得たいということで申し上げておりますから、当然そういった、それはどういう案件でも同じですけれども、そういう手続にのっとって進めていくことになりますから、その際、金額が積み上がっているということは、それに対しての受け入れ量だとか日数だとかということの、そういった根拠に基づいて当然その数字を積み上げるわけです。ありますから、そういう通常の流れの中で御提案させていただき、その議決をもって焼却を開始するということになろうかと考えております。

○議長（遠藤源太郎） 責任は。

○技術課長（涌井敬太） 安全管理の基準でございますが、焼却灰、飛灰につきましては、8,000ベクレルを超えるものにつきましては、これは指定廃棄物ということになりますので、そのものは柳泉園組合で一時保管を一時的にする。それから、8,000を超えたものについては、日の出町の資源循環組合には運搬できませんので、これにつきましては最終的には国に責任を持って処理していただくようになると思います。

排ガスにつきましては、国の基準としてセシウム134の濃度が20ベクレルで割ったもの、それプラスセシウム137の濃度を30ベクレルで割ったものの合計が1を超えた場合につきましては、これは基準を超えておりますので、その場で運転を停止せざるを得ないと思います。その状況を判断して、その後はどのようにするかは検討せざるを得ないと思います。

○2番（梶井琢太） まず1点目の言葉の問題については、特に見解はないということでよろしいんでしょうかね。施政方針とこれまでの議事録のお言葉とどちらが正しいのかというのは、一応やはり管理者として、どこまでが前提範囲なのかというのはもう一度おっしゃっていただければなと思いますので、よろしく御答弁をお願いします。

あと、周辺自治会の合意につきましては、ただいまの管理者のお言葉だと相変わらず「御理解いただいた」という御答弁だったんですが、先ほどの全員協議会の中では「合意をいただいた」と管理者からお言葉があったんですが、何でそこをまた御理解になってしまうのかなど。よくわからないので、やはりこれは大事な問題ですから、管理者みずから合意が前提であるとおっしゃっているわけですから、言葉の問題とはいえ大事な問題ですので、そこは管理者からはっきりと認識を示していただきたい。それが2点目です。

3点目が、議会の同意についてはこれから、次の議会になるのか、あるいはそれより前に受け入れが始まるのであれば臨時議会を開いて、予算を議会で議決する場をつくっていただけないという御答弁だったと思います。それはそれでお願いしたいんですが、一応確認で、そのときに計画書も同時に出していただけるんです。その辺の確認をさせていただきたいと思います。

安全性については概要はわかりました。いずれにせよ、これから計画書等の中でそういった万が一の対策等についてもしっかりと役割分担、責任の所在の明確化を明記していただきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

あと、すみません、関係3市の説明会の件について若干確認したいんですけども、これまでの議論で、もし3市の市民の方から説明がさらに求められれば、随時行っていかれるという御答弁がありましたので、それはそれで丁寧に進めていただければいいのかなと思います。ちなみに葛飾区だと2月に2回説明会を開催したという新聞報道もありますので、いずれにせよ住民の要望があれば1回とは限らず、数回にわたって説明会を開くことも御検討していただきたいなと。これは要望しておきます。

あと、この説明会については、一応念のための確認なんですけれども、これは説明会をやるタイミングが、受け入れを始めてから説明会をやるというのはまずないと思うんですけれども、あるいは議会で予算を議決した後に説明会をやるということはまずないと思うんですけれども、念のため確認をさせてください。

○管理者（馬場一彦） その言葉遣いのあれで、理解を得たと合意を得たという違いは何かということ。

〔「違う。施政方針と今までの前提範囲のところ」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠藤源太郎） 第4回定例会の答弁の言葉と施政方針の言葉遣いが違うということです。

○管理者（馬場一彦） 私が考えますに、今回施政方針で御理解を得ることが前提条件で

あると。この御理解を得るということは、災害廃棄物を受け入れるということの御理解を得る、合意を得る、または御納得していただくということでもあります。ですので、今使っている言葉が違うのでと。

〔「前提範囲の範囲が違うということです。前提範囲が周辺自治会だけになっているけれども、今までは議会と自治会の両方、2つが入っていたんです」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠藤源太郎） では、少しいいですか。もう一回きちんとそのところを、梶井議員、もう一回質問してもらえますか。

○2番（梶井琢太） では、もう一度伺いますけれども、要は今までの議事録を見ると、前提条件は周辺自治会の合意と組合議会の同意であるという発言を管理者はされているんですが、施政方針の中では前提条件が周辺自治会だけになっていますが、この違いは何なんですかという質問です。

○管理者（馬場一彦） 違いは何ですかということなんですけれども、まずこれはこの間申し上げていますように、基本的には周辺自治会の方とこれは定期協議会を開いておりますけれども、先ほど申し上げましたように、柳泉園組合が建設当初から周辺自治会の方との定期協議会を経て定期協議会で物事を進めていくと、基本的にですね。まずそれが前提条件といいますか、そういったことで今まで来ているということが柳泉園組合、ここの成り立ちと同時にそういった手法で来た。ですから、まずこの周辺住民の自治会の方たちの御理解を得ることが前提条件であるということをお願いしております。この御理解が得られた段階で、次は議会の皆様に御理解をしていただきたいということで申し上げてきております。ここに今回の施政方針でこのように述べさせていただいておりますけれども、要するに議会の皆様の御理解、同意ということは何をもってするのかというと、予算の提案をした際に、そういったものを御議決していただくということをもって同意となるということで、この間、先ほどから答弁させていただいておりますから、当然そういったことではその次にそういうことが想定されますが、まだ議案提案ですとか、そういった用意ですとかその内容等を詰め切れておりませんから、ここの今回の施政方針の中では、発言としては組合議会の御報告ということで現時点でさせていただいているまでですので、御指摘のように、確かに組合の議会の皆様の御理解という部分では今後議案を提案して、それにぜひとも賛同していただきたいと考えております。

○議長（遠藤源太郎） 計画書の提出、議会です。それから、説明会の時期というのは助役でよろしいですか。

○助役（森田浩） 計画書というのは私にはよくわからないんですけれども、いずれにいたしましても、皆様の全体の合意で柳泉園組合が受け入れるということが決まった段階におきましては何らかの、例えば先ほども御答弁させていただきましたが、期間とか量とか、極端な話、そこから柳泉園まで運ぶ道路の経路とか、細かいところまですべて決定して初めて受け入れる体制ができると思うんですけれども、そういうものをもって計画書とされているのか。それであれば、そういうことが今後必ずそういう計画書は策定されると。それと同時に補正予算というか、財源措置も必ず行われた後に受け入れが始まるということになるかと思しますので、そういうことの計画書なのか。少し申しわけないんですけれども、計画書の意味がよく把握できないんですけれども。

〔「それでいいんですけれども、議会には出していただけるということでもいいんですね、
今のは」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠藤源太郎） では、それを議会に予算書なんかと一緒に出すということで。

○助役（森田浩） 当然補正予算の、例えば予算措置する段階におきましてはその計画書も合わせて、予算措置は計画書がなければできませんから、それは当然一緒に御提示させていただいて御議論していただくということになるかと思します。

○議長（遠藤源太郎） それから、説明会の時期、これは確認のためということだというのがありましたよね。

○管理者（馬場一彦） きょうお示しさせていただいた全員協議会の資料ということで、2ページ目のところに書いてありますけれども、日時未定ということですが、基本的には先日周辺住民自治会の方はやらせていただきましたし、可能ならば3月以内にできればという、一定のこういった予定はお示ししておりますけれども、これは3市の例えば市民の方にお伝えする方法等々の中では、それがもしかしたら4月にずれ込む可能性もございます。

いずれにしても、受け入れの関係というもののそれは当然前にやるつもりでこうありますから、先ほどから御説明しておるとおりであります。

○議長（遠藤源太郎） 何か漏れていましたか。では梶井議員、一番初めは資料請求の確認でしたから、3回目をもう一度発言してください。いいですよ。一番最初に発言したのは資料請求をしておいたものの確認でしたから、発言権はもう一回あります。

○2番（梶井琢太） わかりました。議会についてはこれから受け入れ前には補正予算と、あるいは計画書といいますか、詳細についてのスキームとかロードマップみたいなものは、

議会にそのときに提出していただけるという約束をしていただいたと理解いたします。

もう1点は少し御答弁いただけなかったんですけれども、住民説明会の合意が前提条件でありますよね。管理者の言葉では、住民説明会では御理解を得られたとおっしゃいましたが、合意を得られたという認識でよろしいんですという質問をしたんですけれども、要は地域住民への説明会での合意という前提条件はクリアしたんですかという質問をさっきはさせていただいたんですが、この件について、さっきは全員協議会では管理者は住民説明会で合意を得られたというお言葉があったと思うので、同じ認識だと思います。そんな数時間でお考え、認識は変わるとは思えないので、同じ見解をまた述べていただければいいのかなと私は思うんですが、その点についてももう一度よろしくお願いします。

あと、説明会等については、もちろん受け入れ前にちゃんと行っていただけると。しかも内容については、回数についても丁寧に行って検討もしていくという御答弁をいただきましたので、こちらは了解いたしました。よって、管理者の住民説明会の受けとめ方、認識についてだけ質問をさせていただきます。

○議長（遠藤源太郎） 全員協議会のときに管理者が自治会の理解を得たということは、合意を得たということとイコールですかということですね。それは御答弁いただけますか。

○管理者（馬場一彦） これは先ほども御答弁しましたけれども、すみません、いろいろな言葉を使わないでくださいということなのかもしれませんが、施政方針で理解を得ることが前提条件であるとも記載させていただいておりますけれども、理解を得る、合意を得る、御納得していただくという同義語で使っておりましたもので、要するに受け入れることを了解していただいたということでもありますから、それを合意、施政方針では理解を得ることが前提条件であるとも示させていただいておりますので、そういった意味ではすみません、私はその部分は要するに了解していただいた、了承していただいたということを表現の仕方として、合意を得るとか理解を得るとか納得していただけるという言葉と同義で使っておりましたので、要するに受け入れることを了解していただいたということで合意をしていただいた、理解していただいたということで申し上げております。ですので、施政方針では理解を得ることが前提条件と書いてあるものですから、そこは同義語で使わせていただいているということで御理解をいただければと思います。

○議長（遠藤源太郎） 同じ意味ということで理解していただければと思いますので、そう御説明をいただいています。

○2番（梶井琢太） まあ、合意という言葉も入っていたので、では合意を得たというこ

とで理解いたしました。

○議長（遠藤源太郎） そうですね。

○6番（安斉慎一郎） 最初に少し議事進行的な発言ですが、先ほど梶井議員から住民説明会の要点記録について資料として提出してほしいという要望があって、それに対して精査してから提出しますという御答弁だったんですけれども、精査とは何をするのでしょうか。というのは、我々の生の要点記録をいただけたら一番、ある程度正確に協議会の方々の自治会の方々の反応がつかめるので、それは少し意味がわからないので、そういう何か手を加えるということなのかね。出せるならすぐ出してもらったほうがこの議論には役立つと思うんですけども。

○助役（森田浩） この周辺自治会協議会につきましては原則非公開ということでやっておりますものですから、その議事録の中にある特定の、例えば氏名とかプライバシーの関係とか、そういうものが議事録に載っていますと非常に好ましくないもので、その辺を精査させていただいて提出させていただくということで精査という言葉を使わせていただきました。

○6番（安斉慎一郎） 了解しました。では、質問ということでよろしいです。

○議長（遠藤源太郎） はい。

○6番（安斉慎一郎） あともう1つ、きょう行われた全員協議会について、非公開ということのために何か市民から意見があったという御発言があったんですが、経過があって全員協議会は非公開にしてきたということ、少し昼休みに話し合いが議員の中であったんですけれどもね。これはずっとこの歴史を見ているんですけども、全員協議会についてそういう背景がもしないとすれば、今は当時と違うわけだから、この全員協議会は別に非公開にしなくてもいいのではないかなと思うので、これはどこで決めるのか少しわからないんですけども、ぜひ今後検討して、議会でやることか管理者でやることか今すぐわからないんですけども、市民から何か秘密で何か進めているみたいな、そんなあらぬ誤解を受けないようにしてしまったほうがいいと思うので、これは少し意見として申し上げておきます。善処をお願いしたいと思います。

○議長（遠藤源太郎） では、それは承っておきますので。

○6番（安斉慎一郎） はい。それから、質疑なんですけど、災害廃棄物の処理する能力が100トン以上となっていて、条件の1つにバグフィルターがついているとか、4条件がある中に100トンというのがありますよね。それで、柳泉園としては1日20トンが今

何とかありますよという回答をしているということなんですけれども、それは施設の規模が100トンということで、余裕能力との関係ではないということなんじゃないかな。それを一応確認しておきたいと思います。

もう1つ、住民説明会を3市合同ということで、市が主催してやるということなんですけれども、十分に知りたいと思う市民には、きちんとそういう機会が提供されるということが必要だと思うので、どうして3市のそれぞれのところでやるとか、そういう徹底した説明をやらないのかなと疑問を持つんですが、3市合同でやるということはどういうわけでそういうふうに、きょうはこの予定表みたいな、経過説明の一番下のところに3市合同となっているんですけれども、それだと3市で1回しかやらないということになってしまうので、管理者で決めたのか東京都の意向なのか、少しその辺がはっきりわからないので教えてください。

それから、エコセメントの関係なんですけれども、8,000ベクレルパーキログラムの焼却灰は搬入できるということなんですけれども、そういうことで持っていくと。しかし、エコセメント自体からは検出されていませんよと。その詳細はわかりませんということなんですけれども、やはりこれに私どもがゴーサインを出すということは、先ほどからの議論で、補正予算に賛成して可決をするということがゴーサインになるわけなんですけれども、それは了解しましたけれども、そしたらそのときに今持っていっているものがエコセメントになっているよと。しかし、若干含まれていた放射性物質がどこに行ったかわかりませんよということでは我々は少しできない。これをきちんと我々が質疑したら、我々も調査をすればいいんですけれども、エコセメントの製造過程でどこに行っちゃっているのか、それはどう処理されていくのかですね。8,000ベクレル以内で埋められているのであれば、それは一応国の基準ではいいということなんじゃないかなけれども、そういう手続の中で濃縮されたりしていないかとかどこかに行っていないかとかという疑問があるので、そういう点を含めると、徹底して安全な処理だということで私たちは賛成していきたいので、そのところをぜひ検討して、この次の予算のときの議会には答弁できるようにしていただきたいんですが、その辺を御答弁いただきたいと思います。

予算の関係というか、少しお金の流れの関係なんですけれども、このスキームに参加することが、経過説明の中で東京都が示してきたスキームです。東京都の受け入れ事業スキームに参加する方向で確認しているということなんですけれども、このスキームというものの説明の中に、これは前の基本合意のときにいただいた資料だと思うんですけれども、

これの中に参考資料ということで、東京都災害廃棄物受け入れ処理の全体スキームの中に、一番下のところに2、事業スキームのメリットとして、「処理自治体側（都内自治体等）」というところに、「国の補助金を待たず、処理費用の迅速な支払いが可能」とも書いてあるわけです。これは災害廃棄物処理に関する国の財政出動の今の到達点と、それからこれとの関係等について、国の第何次補正予算でやるのかとか新年度予算でやるようになっていくのかとか、その辺はずっと状況というのは動いていくので、現在の到達点がどうなっているのか。それからこれとの関係について伺いたいと思います。

もう1つは東京電力福島第一原子力発電所事故発生以来、国民の安全にかかわる情報について、東京電力は本当に情報の出し惜しみをしてきていると私は感じています。できるだけ事を大きく見せないという形ですずっとやってきている。だから、その点では柳泉園議会はそういう立場に立っていないと思いますので、ぜひ私も一刻も早くあれを受け入れるようにしたいという気持ちは同じですけれども、ただきちんと情報提供をして住民の理解と納得の上に進めるという点では徹底してやっていただきたいので、情報公開を徹底してやるということについて御答弁いただきたいと思います。具体的にどうこうするというのはいろいろこれからあると思いますけれどもね。

以上で1回目を終わります。

○助役（森田浩） まず1点目の20トンと4条件の1つの100トンということですが、この100トンの意味は施設の全体の処理機能と申しますか、処理規模と申しますか、柳泉園で言えば1基が105トンですが、その105トンに相当する数字でございませぬ。必ずしも余裕があると、その余裕量を示したものではございませぬ。処理規模を示したものが100トンということではございませぬ。

それから、順不同で大変申しわけございませぬが、安全性等の関係でございませぬが、またそれとあと情報公開の関係でございませぬが、柳泉園といたしましても、当然3市も同様だと思っておりますが、今までも公開情報等につきましては、ネット等を通じてあらゆる手段ですべて、何も隠すべきものではございませぬから積極的に情報公開はしている状況でございませぬ。また、今後も引き続いて積極的に情報公開をして、市民の方の御理解をいただいて、事業を執行していく姿勢でやっていきたいとは思っております。

したがいまして、今福島県の今回の女川町のごみにつきましても、まず福島県の影響は受けて……

〔「宮城県」と呼ぶ者あり〕

○助役（森田浩） 違う、女川町の原子炉は今すべてとまっていますから、ですから女川町でごみを入れるということは、女川町の原子力発電所の影響を受けるごみはないということでございますので、あくまでも福島県の、こちらで同様の関係の影響を受けている災害ごみを受け入れるということでございますので、特に大きく違った、ふだん入っている3市のごみと変わらないという現状でとらえておりますけれども。

○議長（遠藤源太郎） あと、市民説明会のことについては。

○管理者（馬場一彦） あと3市合同で実質予定ということについては、これは東京都はまず出席していただきたいということの中で、東京都も柳泉園組合だけではなくて23区、また7施設に対してこういった同様の説明会等に参加していただけるということの中で、スケジュール的に都の職員の担当の方もなかなか全部回り切れないという形の中で、当初はたしか東京都は1回だけという話もあったんですが、何とかもう少しやってくれということで、ほかのところのスケジュールも勘案して、何とかでは2回は出ていただけるということでお話もまとまった部分もありましたので、そういった意味で東京都のスキームに乗っかっている形では、やはり東京都の説明を聞いていただくことが一番いいだろうということで、3市の部課長等も含めて協議をさせていただいて、そういった合同で実施するという考えをまとめたということであります。

○技術課長（涌井敬太） エコセメントの件でございます。8,000ベクレルと現在エコセメント製品からの放射性物質が不検出であることというのは同意ではなくて、エコセメント施設で受け入れることができる灰の上限が8,000ベクレルということでございます。現在私どもの施設ですと大体飛灰で1,900未満、焼却灰で372ですから380未満、今のところ一番高いのがそのぐらいなんです、これの濃度から察すると大体4分の1以下になっているわけですね。この状態の灰を処理した中で不検出ということで御理解いただきたいんです。8,000ベクレルに到達する灰についてはまだ多摩地域からは出ておりませんので、その8,000ベクレルあったものがどのぐらいになるかというのは、大変申しわけございません、現在わかりません。

それから、安全性等につきましては、東京たま広域資源循環組合に確認できる範囲で確認させていただきたいと思っております。

○議長（遠藤源太郎） 答弁は一応全部終わったと思うんですが、何かありましたか。

〔「金の流れ」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠藤源太郎） お金。ああ、予算の関係。東京都の受け入れ事務スキームの関係

ね。

○技術課長（涌井敬太） 東京都のスキームに参加するメリットというお話ですが、これは国の補助金を受ける際には当然その申請をしなければならないわけですね。申請するにはある程度の金額が決まっていなくて申請ができない。申請後その審査があって、それから補助金なり交付金なりという形で受けられるわけですね。そうすると、その間にも仕事が進んじやっていますので、スピーディーにお金が入ってこないということがあるでしょうということで、東京都は事前に環境整備公社というところにこの作業を委託しまして、その公社に東京都が補正予算を組んでお金を事前に出しているわけですね。その事前に出しているお金を持って各自治体、例えば柳泉園が仮に契約をしたとすると、柳泉園に対して1トン当たり2万5,000円の処理費用がいただけるわけですから、それをスピーディーにお支払いすることができますよという意味でのメリットでございます。

○6番（安斉慎一郎） 最初の100トンと20トンはわかりました。

それから、住民説明会については3市合同でやらざる得ないのは、都の説明員の出席のスケジュールの関係だということで、一応それはわかりました。ただ環境について、あるいは放射能汚染等について非常に今市民の関心が強くて、西東京市議会にも陳情とか請願とかがいっぱい出たりして、12月議会も随分取り扱ったわけですがけれども、そういう意味でいうと関心が強いんだから、きちんと説明する場があったほうがいいなと思っています。先ほどのDVDを見て、その後職員の方の説明を伺って私はよく理解できるし、情にも訴える力があるなと思いました、DVDはですね。ですから、あれを見る機会をふやすとか、何かそういうことでも工夫していただけないかなと思いますけれども、それは検討していただきたいと思います。これは意見として申し上げておきたいと思います。

エコセメントの関係ですけれども、現在出ているとか1,900とか370とかということですがけれども、それがエコセメントになったときにゼロになるということで、残りがどこに行っただうなっているのかということについては説明できるようにしていただけるということです。ですので、わかりましたのでよろしくお願いします。

お金の流れについてもわかりましたが、補助金を申請して、これは出ないということはないんでしょうね。その辺の若干の心配が残るんだけど、そのとき東京都とこの財団法人東京都環境整備公社がどうするのかというのが少し気になるけれども、その辺の約束がちゃんとしているのかですね、もしはっきりしていれば伺っておきたいと思います。

情報公開については徹底して情報を公開してきたし、これからもしていくということで

すので、よろしく申し上げます。

1点くらいかな、申し上げます。

○議長（遠藤源太郎） 市民説明のことでよろしいですか。

○6番（安斉慎一郎） 2点です。市民説明会のお金のことです。

○議長（遠藤源太郎） お金のことね。補助金が出ないことはないのではないかと。

○技術課長（涌井敬太） 御心配のようなことがないように、東京都は現在の措置をされたと聞いております。ですから間違いなく、今1トン当たり2万5,000円と決まっておりますが、その金額をいただけるということでございます。

○議長（遠藤源太郎） では、あと市民生活について。いいですか、意見でしたっけ。

○6番（安斉慎一郎） はい。

○議長（遠藤源太郎） では、答弁は全部終わってよろしいですか。

○6番（安斉慎一郎） はい。

○議長（遠藤源太郎） それでは、ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠藤源太郎） それでは、以上をもって施政方針及び行政報告に対する質疑を最終いたします。

○議長（遠藤源太郎） 「日程第6、議案第1号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者（馬場一彦） 議案第1号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についての提案理由について、御説明申し上げます。

本議案は平成23年12月、東京都人事委員会勧告に準じて、東久留米市において職員の給与に関する条例の一部が改正されました。柳泉園組合の給与制度は東久留米市に準拠しておりますので、その改正内容に従いまして、柳泉園組合においては平成23年12月26日に本条例の一部を改正した給与改定について専決処分し、同27日に公布いたしました。

詳細につきましては事務局より御説明を申し上げますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（遠藤源太郎） 補足説明を求めます。

○総務課長（新井謙二） それでは、補足説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案第1号より7枚ほどめくっていただきまして、議案第1号資料でございます。柳泉園組合職員の給与に関する条例の新旧対照表の1ページをごらん願います。

今回の改正は給与改定に伴う別表の給料表及び地域手当を改めるものでございます。

附則の第1項でございますが、施行期日は平成24年1月1日からでございます。

次に第2項、地域手当に関する特例措置ですが、条例第9条の2、第2項に規定されている地域手当につきまして、本則では18%となっておりますが、今回の条例改正前の附則では12%となっているものを東久留米市の規定に準じ、10%に改めるものでございます。

続きまして、第3項ですが、柳泉園組合職員退職手当支給条例一部改正でございます。

平成23年度の退職手当額算定において、今回の給与改定に伴う特例措置として、平成24年1月1日から同年3月31日までの期間に退職した者の給料月額は、今回条例改正前の条例による給料月額を適用するものでございます。

続きまして、3ページをごらんください。3ページから11ページまでは給料表の新旧対照表でございます。内容は記載のとおりでございます。

補足説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（遠藤源太郎） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑をお受けいたします。どうでしょうか。

○7番（中村清治） 東京都の人事委員会勧告に基づいて今回の給与改定、地域手当と退職手当に関してでありますけれども、本来人事委員会勧告というのは、前年度の平成23年度の4月1日を基準日として官民の格差を比較し、それによって人事委員会が勧告されているわけです。ただ、ここに示されているのは実施日が平成24年1月1日ということと、なおもう一つの退職手当については平成24年1月1日から同年3月31日、いわゆる今年度ですね。そこに退職する人に関しては、その前の平成23年の給料表を適用するということとなっております。この点についても一度御説明をお願いします。

○総務課長（新井謙二） まず平成24年1月1日から3月31日までの退職手当の関係でございますが、柳泉園組合におきましては独自の条例を持っております。東久留米市及び清瀬市におきましては東京都市町村職員退職手当組合に加入しておる関係で、そちらにつきましてはそのような同様の措置をされておりますし、あと西東京市におきましても独

自の条例を持っておりますので、そのような関係で規定を設けているものでございます。

○7番（中村清治） それでは、地域手当について、これまで100分の18を100分の10ということで、東京都におきましては東久留米市は数値はこれと同じでした。東久留米市に準じているということですから、これと同じことだと思うんですけども、清瀬市も東久留米市も、では少し改めて、東久留米市においてはもう平成23年度における給与改定はもう済んでいるんですか。どのような形で済んでいるのか教えていただきたいと思います。

○助役（森田浩） 柳泉園組合の人事の関係につきましては、すべてにおいて東久留米市に立地しているものですから、東久留米市に準ずるということで説明できております。したがって、東久留米市が例えば今回の給与条例が可決しなければ、柳泉園組合は上程することができないということで、可決してすぐ、次の議会を待つことができませんから、専決処分させていただいて御承認を伺っているという状況でございます。具体的には東久留米市におきまして、調整手当は国の定めるものについては6%でございます。それに対しまして東久留米市は6%が国が示しているものですが、実際は組合とのいろいろ周辺との兼ね合いで12%になっておりました。それが今回いろいろな事情で10%になったと。それに伴いまして、柳泉園組合も東久留米市に準ずるということで、12%だったものを10%に引き下げたという地域手当の経過でございます。

○7番（中村清治） 今、国会で審議しておりますけれども、国家公務員の人事院勧告は0.23を含めた7.8の給料引き下げを今審議されようとしておりますけれども、地方公務員にもこの法律を適用すべきだという考え方があると思うんですけども、その点について柳泉園ではどのような認識を持っているのか、その点についてお伺いして終わります。

○管理者（馬場一彦） 大変難しい御質問であって、的確に答えられるかどうか少し私も迷うところはあるんですけども、基本的に労働三権を含めてそういったものも付与されるという前提条件ということになっております。当然この柳泉園組合も組合がございしますが、そういった組合のこともありますけれども、柳泉園組合としての賃金、給与に関しては、東久留米市の構造に準じるという形になっておりますので、例えば地域手当に関してもそういった12から10にということで、東久留米市の地域手当の引き下げを行った部分が柳泉園組合の職員の賃金にも反映されているということがやはりございます。その中で国の今御指摘の状況というものは、やはり労働三権の付与とセットであるということが大前提になると思いますので、その際に今度は、今まではいわゆる柳泉園組合は東久留米

市に準ずるといふ形になっておったのが、各地方公共団体でそれぞれのそういった労働三権の権限を持つということになると、また異なる動きがあるのかもしれないとは思っております。ただ、基本的になかなかまだその状況が見えない。国家公務員はそういう形で今ありますけれども、地方公務員の制度についてどうなるのかということはまだ少し見定める必要があると考えております。

○6番（安齊慎一郎） これはきょう議会があるんだけど、予定されているわけだけれども、専決処分にした理由をきちんと説明してください。

もう1つ、職員組合との団体交渉における協議が整って妥結しているのかどうか、報告していただきたいと思っております。

○総務課長（新井謙二） まず職員組合の関係でございます。職員組合におきましては12月20日に妥結、協定をして結んでおります。

それから、専決処分の関係でございますが、先ほど御説明したとおりでございますが、本件におきましては平成24年1月1日施行ということでございましたので、それに合わせるために専決処分させていただきました。

○6番（安齊慎一郎） 職員組合の妥結はわかりました。それでもう1つ、この1月1日に施行ということで専決処分したということなんですが、これがこの給料表を見ても、退職手当を見ても引き下げになっていますよね。ですから、きょうもし議決しても、1月1日施行ということでは、不利益の不遡及の原則があるからできないということで専決処分せざるを得なかったと。ところがこれが逆に給与を引き上げる決定、内容であれば、きょう議決してもいいわけです。さかのぼって遡及して適用すればいいわけだから、だからそういう点でいくとこの引き下げたというところに問題があって、やむを得ず専決処分せざるを得なかったということだと思っておりますけれどもね。

それで、問題は先ほど少し管理者から労働三権ということがありましたけれども、人事院勧告そのものは労働基本権を公務員労働者から取り上げてしまったと。当時の占領軍の政策のもとでストライキはしちゃいかんよということになってしまったがために、民間よりも公務員労働者が下がってしまうから、それを是正するために、つまり上げるために設けたのが本来の人事院勧告だったので、大変にこれはよろしくない状況がずっと続いているなということを少し感じているので、そういう感想を申し上げて質問を終わります。

○2番（梶井琢太） 念のため伺いたいんですけれども、暫定給料表なんですけど、これは段階的に廃止していくという方針であったと思うんですけれども、今年中で完全に廃止に

なるということよろしいでしょうか。あと該当者が現在でもいらっしゃるのであれば、その人数も教えていただければと思います。

ちなみに効果額といいますかね、暫定給料表を廃止したことによる効果額がもし把握できていれば教えていただきたいなと思います。あと、地域手当も10%にしたことでどれだけ経費が削減できる予定なのかというところももしわかれば、教えていただきたいなと思います。

大きい2点目、少し関連事項になってしまうかもしれませんが、将来的には東京都でも国でも査定昇給制度が導入されていくということで、東久留米市でも幹部職員を中心に人事評価を導入するという動きがこれから始まっていくと思います。そういった意味で、柳泉園組合ではそういった人事評価、あるいは査定昇給の今後の動向について御見解を伺いたいと思います。

○助役（森田浩） 1点目の暫定給料表の関係でございますが、暫定給料表につきましては現在3名の方が対象になっておりまして、平成24年度中に廃止の方向を含めまして組合と交渉を始めたいと思っております。

影響額ですけれども、これは少し後で調整手当の影響額につきましては課長から答えさせていただきます。

人事評価制度でございますが、人事評価制度そのものは現在案としてはございます。ただそれがあまりにも職員が少ないものですから、それが果たして機能するかということと、あと例えば人事評価制度を制定させていただいたときに、それとあと給料にどう反映するのかというのは、その両面からとらえないと効果として上がらないものですから、その辺はなかなか少し給料表に影響させるだけの評価ができるかどうかというのは、それは評価する側とされる側がそれぞれ勉強しなければ、透明性を欠いたりいろいろその評価が正しくされなかったりして非常に難しい点がございますので、一応案としてはできていますけれども、それが運用はまだされていないと。ただ、これからどうするかということは少し検討はさせていただきたいと思っております。

○総務課長（新井謙二） 給与改定の影響額でございますが、今回の給与改定の影響額は、総額といたしましては約500万円でございます。そのうちの約400万円が地域手当で2%引き下げというものでございます。

○議長（遠藤源太郎） よろしいですか。ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠藤源太郎） ないようですので、以上をもって、議案第1号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についての質疑を終結いたします。

これより議案第1号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてに対する討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠藤源太郎） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第1号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてを採決いたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（遠藤源太郎） 挙手全員であります。よって、議案第1号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分は、原案のとおり承認されました。

○議長（遠藤源太郎） 次に「日程第7、議案第2号、柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者（馬場一彦） 議案第2号、柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、関係市の休暇制度との均衡を考慮し、特別休暇に東久留米市と同様のボランティア休暇を加えるため、条例を整備する必要があり、本条例の一部改正を御提案申し上げます。

詳細につきましては事務局より御説明させていただきますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（遠藤源太郎） 補足説明を求めます。

○総務課長（新井謙二） 補足説明を申し上げます。

それでは、議案第2号の1ページをごらん願います。特別休暇の事由及び期間を定めております、別表2に東久留米市と同様のボランティア休暇を加えるものでございます。

まず1号でございますが、災害が発生した被災地や被災者を支援する活動、2号は障害者支援施設や特別老人ホームなどの施設における活動、3号は身体や精神上的の障害等によ

る者への介護など日常生活を支援する活動、4号は都内における公共団体等が行う国際交流事業で、通訳や外国人を支援する活動が対象となるものでございます。休暇の期間におきましては5日の範囲内でございます。

なお、条例第8条の2第4項中の改正は文言の整理をするものでございます。

施行日におきましては平成24年3月1日からでございます。

補足説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤源太郎） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠藤源太郎） 質疑なしと認めます。

以上をもって議案第2号、柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の質疑を終結いたします。

これより議案第2号、柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に対する討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠藤源太郎） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第2号、柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（遠藤源太郎） 挙手全員であります。よって、議案第2号、柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

○議長（遠藤源太郎） 「日程第8、議案第3号、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者（馬場一彦） 議案第3号、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織す

る地方公共団体の数の増加及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についての提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、柳泉園組合議会議員が加入しております東京都市町村議会議員公務災害補償等組合に、本年4月1日に多摩川衛生組合を加入させるとともに、同補償等組合の管理者の選任方法を選挙から充て職に改めることに伴い、同補償等組合の規約を改正するため、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を得る必要があります、本規約の一部改正を御提案するものでございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（遠藤源太郎） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑をお受けいたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠藤源太郎） 質疑なしと認めます。

以上をもって議案第3号、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についての質疑を終結いたします。

これより議案第3号、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてに対する討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠藤源太郎） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議案第3号、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてを採決いたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（遠藤源太郎） 挙手全員であります。よって、議案第3号、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

午後 2時34分 休憩

午後 2時50分 再開

○議長（遠藤源太郎） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（遠藤源太郎） 「日程第9、議案第4号、平成23年度柳泉園組合一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者（馬場一彦） 議案第4号、平成23年度柳泉園組合一般会計補正予算（第2号）の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は現予算を見直しまして、歳入歳出をそれぞれ調整する必要が生じたので、現予算の総額32億1,888万4,000円に対し、歳入歳出それぞれ5,969万3,000円を追加し、予算の総額を32億7,857万7,000円とさせていただくため、御提案申し上げます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（遠藤源太郎） 補足説明を求めます。

○総務課長（新井謙二） それでは、補足説明を申し上げます。

今回の補正予算は、主に決算見込み額が現予算額より大幅に増となる予算を調整させていただく内容でございます。

それでは、2ページ、3ページをごらん願います。

第1表、歳入歳出予算補正は、款項の区分における予算の補正で、補正額はそれぞれ記載する金額でございます。

続きまして、7ページをごらん願います。

7ページから9ページにかけて記載の歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。1、総括につきましては表に記載のとおりでございます。

続きまして、10ページ、11ページをごらんください。2の歳入でございます。

款3財産収入、項1財産運用収入の61万6,000円の増額は、職員退職給与基金、環境整備基金及び施設整備基金を国債で運用したことによる利子でございます。

続きまして、款5諸収入、項2雑入は5,907万7,000円の増額でございます。その

内訳は、節1の資源回収物売払は資源回収物の契約単価が上昇したことにより、売払収入3,902万2,000円の増、また節3の電力売払は夏の節電対策として昼間の焼却量をふやし、夜間の焼却量を減らす運転を実施したことにより、売電単価の高い昼間の発電量をふやすことができましたので、夏以降においても同様の運転を継続していることにより、売払収入2,005万5,000円の増が見込まれるものでございます。

続きまして、12、13ページをごらんください。3の歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費の61万7,000円の増額は、説明欄に記載の各基金の運用利子積立金でございます。

次に、款5予備費の5,907万6,000円の増額は、本補正に伴う調整分でございます。

補足説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤源太郎） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑をお受けいたします。ございませんか。

○2番（梶井琢太） 簡単に伺います。資源の回収物売り払いの関係で、鉄とかメタル関係が多いのかなと思うんですけれども、その市況の状況と今年度の見込みがわかれば教えていただきたいと思います。

同じく電力も見込みの根拠といたしますか、今年度より施政方針でもさらに増になるという感じの記述もありましたが、その辺の状況をもう少し詳しく教えていただきたいなと思います。

○資源推進課長（佐藤元昭） 資源物売り払いの単価の推移について、ではお知らせしようと思います。

今回特に補正額が多かったのがペットボトルなんですけれども、総務課長から説明がありましたように、当初予算額よりも契約単価が上がったということのほかに、ペットボトルは震災の関係もあったのかかなり需要がふえた。夏場の暑かった時期もあるんですけれども、当初4月が柳泉園組合に入ってくる量は少なかったんですけれども、翌月以降かなりの量が入ってくるようになり、予算単価も搬入量も当初よりもかなり多くなっているという状況がある中で、ペットボトルにつきましては平成22年からずっと契約のたびに最高値を更新していきまして、当初予算が49円だったのに対して1回目の入札金額が82.4円、2回目が90.1円、3回目が84.5円、今が58.5円となっております。

続きまして、アルミなんですけれども、当初予算が126円、1回目の契約単価が136.5円、2回目が139.1円、3回目が127.3円、4回目が108.3円となってお

ります。

続きまして、スチール缶なんですけれども、当初予算額が26円、1回目の入札金額が30.5円、2回目33円、3回目34.2円、4回目30.5円。

最後は磁選機回収鉄なんですけれども、当初予算が24円に對しまして1回目の入札金額が27.6円、2回目25.2円、3回目29.4円、4回目27.4円となっています。こちらの関係は中国の影響を受けやすく、特にペットボトルに関しては中国市況に引張られて最高値を更新していた状況でありますけれども、ここ後半2回についてはだんだん下がってきている傾向にありまして、来年度の予測ですけれども、鉄関係は若干上がるのかな。ペットボトルに関しては、中国での利用がかなり減ってきているみたいなので、今回は58.5円という契約金額ですけれども、これより下がる可能性も場合によってはあるのかなと考えております。

○技術課長（涌井敬太） 電力売り払いの件でございます。金額にしますと当初予算が5,119万3,000円に對して、今見込んでいるのが7,124万8,000円、39%の増でございます。この内訳につきましては、先ほど総務課長が御説明しましたとおり、通常2炉の運転で、平均ですが2,500キロワット程度の発電ができます。そうすると、これで通常夜間ですと相当量の売電が、昼間ですと100キロか200キロワット程度の売電ができるんですが、それを去年の震災後、東京都からも依頼もあったんですが、昼間の焼却する量をふやして夜間の量を減らす。1日の量はトータルでは変わらないんですけれども、そういうことをすると、昼間たくさん電気を使っている時間にたくさん発電できるでしょうと言われてまして、私どもとしまして協力できることは協力をなるべくすることで、可能な限りということをやしまして、昼間を2,700キロワット程度、夜を2,100キロワット程度の発電ということにいたしました。そのことによりまして、4月から1月までの10カ月間の発電量が、ことしですと1,885万4,000キロワットの発電ができていますね。これは同時期の去年の平成22年度の4月から1月までですと1,794万ですか。すみません、少し数字が飛びまして。総発電量がかなりの割合でふえております。その結果、売りの電気が670万キロワット、今年度ですね、平成23年度が。それに対して平成22年度が588万キロワットと14%、それともう1つ売りの電気、買いの電気もそうなんです、入札をしておりまして、その入札する金額が今年度、平成23年度は夏の期間の昼間は1キロワット当たり13.6円、去年の同時期ですと11.8円、その他の期間の昼間が11.9円に對して前年が11円、そのほか夜間につきま

しては少し下がりました、今年度は6.8円に対して前年度は7.36円、入札によって変動があるものですから、夏の期間の昼間の単価がかなり上がりまして、その相乗効果でこれだけの金額が上がったということでございます。

○議長（遠藤源太郎） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠藤源太郎） ないようですので、以上をもって議案第4号、平成23年度柳泉園組合一般会計補正予算（第2号）の質疑を終結いたします。

これより議案第4号、平成23年度柳泉園組合一般会計補正予算（第2号）に対する討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠藤源太郎） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第4号、平成23年度柳泉園組合一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（遠藤源太郎） 挙手全員であります。よって、議案第4号、平成23年度柳泉園組合一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（遠藤源太郎） 「日程第10、議案第5号、平成24年度柳泉園組合経費の負担について」及び「日程第11、議案第6号、平成24年度柳泉園組合一般会計予算」は関連がございますので、一括議題といたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠藤源太郎） 御異議なしと認めます。

それでは、提案理由の説明を一括して求めます。

○管理者（馬場一彦） 議案第5号、平成24年度柳泉園組合経費の負担金についての提案理由について、御説明申し上げます。

本議案は、柳泉園組規約第14条の規定により、負担金の算出方法及び負担金の額について定めるものでございます。

続きまして、議案第6号、平成24年度柳泉園組合一般会計予算の提案理由について御

説明申し上げます。

予算総額は歳入歳出それぞれ30億9,957万1,000円で、前年度に比べ89万3,000円の減でございます。予算編成に当たりましては、関係市及び柳泉園組合を取り巻く財政状況が極めて厳しい状況でございますので、財源の確保と経費の節減などによりまして、可能な限り負担金を少なくすることに努めました。なお、平成24年度の主な施策につきましては、施政方針で申し述べたとおりでございます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、よろしくお取り計らいください。

○議長（遠藤源太郎） 補足説明を求めます。

○総務課長（新井謙二） それでは、補足説明を申し上げます。

初めに、議案第6号資料でございます。御配付しました一番最後に添付しているものでございます。

平成24年度一般会計予算資料でございます。本資料におきましては、平成24年度の事業計画で予算見積もりの根拠となっております。各施設の処理計画及び主な事業につきましては、先ほど管理者より施政方針の中で申し上げましたとおりでございます。

本資料におきましては、負担金の計算方法について御説明させていただきます。

それでは、議案第6号資料、平成24年度柳泉園組合一般会計予算資料の9ページをごらんください。

柳泉園組合負担金の計算方法でございます。関係市の負担金の負担方法及び私車の処分費の取り扱いにつきましては、前年度と同様の負担金の計算方法で算出しております。

続きまして、10ページをごらんください。平成24年度の柳泉園組合負担金の計算式でございます。まず平成24年度の歳出予算額を財産的経費及び経常的経費に分け、さらに財産的経費は公債費と公債費以外の経費に分けております。なお、負担金以外の歳入の取り扱いにつきましては財産的経費から差し引きします。

初めに、1は財産的経費の公債費に係る負担で、公債費から歳入を差し引き、清瀬市及び東久留米市はそれぞれ4分の1、西東京市は4分の2の負担でございます。西東京市の4分の2の負担でございますが、合併前の事業に係る起債でございますので、旧田無市分と旧保谷市分、2市分を負担しているものでございます。

次に2は、公債費以外の財産的経費に係る負担で、公債費以外の経費から歳入を差し引きし、各市それぞれ3分の1の負担でございます。この公債費以外の経費は3市に共通す

る経費として、議会費、総務費の報酬及び積立金並びに厚生施設に係る経費でございます。

次に3は経常的経費に係る負担で、ごみ処理費、し尿処理費、共通経費と区分いたします。共通経費は報酬及び積立金を除く総務費と予備費の合計でございます。ごみ処理費分としての負担は、ごみ処理費に按分しました共通経費を加え、関係市のごみの搬入実績量の割合で算出いたします。

し尿処理費分としての負担は、し尿処理費に按分した共通経費を加え、関係市のし尿搬入実績量の割合で算出いたします。ごみ分及びし尿分で算出いたしました東久留米市の負担分の5%が東久留米市環境整備負担金となります。

次に4は、東久留米市環境整備負担金に係る負担でございますが、清瀬市及び西東京市のごみ及びし尿の搬入実績量の割合で、それぞれ2市に負担していただいております。

続きまして、11ページをごらんください。5の負担金の(1)私車処分費精算前の負担金の表は、財産的経費、経常的経費及び東久留米市環境整備負担金のそれぞれの内訳と合計額で表に記載のとおりでございます。

次に、(2)私車処分費精算後の負担金の表でございます。精算する私車処分費は繰越金に含まれておりますが、負担金の計算では私車処分費は除いて算出しております。関係市の負担金の内訳はそれぞれ表に記載のとおりでございます。

続きまして、6の表でございます。平成24年度の負担金と前年度の負担金を比較したものでございます。内訳はそれぞれ表に記載のとおりでございます。

続きまして、恐れ入りますが、一般会計予算について御説明させていただきます。

議案第6号、平成24年度柳泉園組合一般会計予算と題した書類をごらん願います。

まず初めに、一般会計予算書の2ページ、3ページをごらんください。第1表、歳入歳出予算は款項の区分における予算で、予算額はそれぞれ記載する金額でございます。

続きまして、7ページをごらん願います。7ページから9ページにかけて記載の歳入歳出予算事項別明細書でございます。1の総括につきましては表に記載のとおりでございます。

続きまして、10ページ、11ページをごらんください。2の歳入でございます。

款1分担金及び負担金、項1負担金、目1負担金は、前年度に比べ1,440万4,000円、0.7%の減でございます。各市の負担金につきましては、11ページの説明欄に記載のとおりでございます。

続きまして、款2使用料及び手数料、項1使用料、目1施設使用料は、前年度に比べ

304万9,000円、4.6%の減でございます。減の主な理由は、室内プール施設利用者が減少することにより、また節2のプール使用料が140万円の減、浴場施設利用者におきましても減少することにより、節3浴場使用料が130万円の減となるものでございます。

次に、項2手数料、目1ごみ処理手数料は前年度とほぼ同額でございます。

続きまして、12、13ページをごらんください。

款4繰越金、項1繰越金、目1繰越金は、前年度に比べ600万円、1.6%の減でございます。減の主な理由は、広域支援による可燃ごみを受け入れ、量が減となったことにより、その受託事業収入が減となるものでございます。

続きまして、款5諸収入、項2雑入、目1雑入は、前年度に比べ4,418万3,000円、20.8%の増でございます。増の主な理由としましては、資源物の流通が回復し、売り払い単価が上昇したことにより、節1の資源回収物売払が1,599万2,000円の増、また昨年度節電対策として実施したクリーンポートの運転を継続することで、節3の電力売払が2,589万3,000円の増となるものでございます。

続きまして、14、15ページをごらんください。3の歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目1人件費は、前年度に比べ933万2,000円の減でございます。主な減の理由としましては、再任用職員3名の減、地域手当の支給率を2%引き下げたことによるものでございます。

続きまして、16ページ、17ページをごらんください。

目2総務管理費は前年度に比べ522万7,000円、6.1%の減でございます。減の主な理由は節13委託料で、前年度の一般廃棄物処理基本計画策定業務委託費298万円の減、また節19負担金、補助及び交付金で人事給与・財務関係システムを再リースすることにより、114万4,000円の減となるものでございます。

次に、目3施設管理費は前年度に比べ554万7,000円の減でございます。減の主な理由といたしましては、18、19ページをごらんください。

節13委託料で、前年度までの電波障害対策業務委託事業が昨年7月に地上デジタル放送へ完全移行されたことにより、組合の建物である煙突によるアナログ放送の障害地域が解消され、組合として対策をする必要がなくなったことにより、757万5,000円の減となるものでございます。

次に、目4厚生施設管理費は、前年度に比べ544万9,000円の増でございます。増

の主な理由といたしましては、20ページ、21ページをごらんください。

節11委託料で、厚生施設管理業務委託でございますが、臨時職員で行っていた室内プールの受け付け業務を厚生施設管理業務委託に加えることにより、446万4,000円の増となるものでございます。

次に、款3ごみ処理費、項1ごみ処理費、目1人件費は、前年度に比べ164万4,000円の減でございます。減の理由といたしましては、22、23ページをごらんください。

節3の職員手当等で、地域手当の支給率を引き下げたことによるものでございます。

次に、目2ごみ管理費は、前年度に比べ2,958万2,000円の増でございます。増の主な理由としては、節11需用費の修繕料（定期点検）で、発電設備であるタービンは電気事業法で4年に1度の法定検査を義務づけられており、その検査に伴う整備を実施することにより、クリーンポート定期点検整備補修費2,189万9,000円の増、また節13委託料の排ガス・焼却灰等の放射性物質濃度測定委託で、本年1月1日、放射性物質汚染対処特別措置法に基づいた測定を行うことが義務づけられたことにより、排ガス中及び焼却灰の測定を毎月1回行うための費用357万円の増となるものでございます。

続きまして、24、25ページをごらんください。

目3不燃ごみ等管理費は、前年度に比べ214万2,000円の増でございます。増の主な理由としては、節11需用費の修繕料（定期点検）で、粗大ごみ処理施設において2年ごとに行う6系列のコンベヤーベルト交換等により、定期点検整備補修費が597万8,000円の増となるものでございます。

次に、目4資源管理費は、前年度に比べ958万9,000円、7.1%の減でございます。減の主な理由といたしましては、節11需用費の修繕料（定期点検）、リサイクルセンターにおける定期点検整備補修費608万8,000円の減、また節13委託料のリサイクルセンター運転業務委託（びん類）でございますが、前年度、びん類の運転業務を入札したことにより、681万5,000円の減となるものでございます。

続きまして、26、27ページをごらんください。

目5し尿管理費は、前年度に比べ393万9,000円、7.5%の減でございます。減の主な理由といたしましては、節11需用費の修繕料（定期点検）で、し尿処理施設において2年ごとに行う夾雑物除去装置の補修を前年度実施したことにより、473万円の減となるものでございます。

次に、款4公債費、項1公債費でございます。目1元金及び目2利子の合計は前年度とほぼ同額でございます。前年度と同様、起債の償還件数は政府債を含め14件でございます。

次に、款5予備費は前年度に比べ200万円の減でございます。減の主な理由としましては、予備費には私車処分費精算予定額を計上しており、本年度は1億6,702万2,000円で、その精算予定額を差し引いた純然たる予備費が減となったことによるものでございます。

続きまして、28ページをごらんください。28ページから31ページまでは給与費明細書でございます。内容は記載のとおりでございます。

次に、32ページをごらんください。債務負担行為に関する調書でございます。本調書に記載されている事業は長期継続契約の条例を制定する前、平成21年に制定しておりますが、その前の事業で、内容は記載のとおりでございます。

次に、33ページをごらんください。地方債に関する調書でございます。内容は記載のとおりでございます。

補足説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（遠藤源太郎） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより一括して質疑をお受けいたします。ございませんか。

○2番（梶井琢太） では、何点か質問させていただきます。

まず1点目がクリーンポートの全面委託の関係なんです。前回の議会でも事務局からなるべく早い時期に委託をしていきたいと。施政方針でも厚労省と派遣期間の制限のない専門的26業務についての指針が示されて、それには該当しないということが明確化されたので、前年度から運転業務の一部を委託に変更したという記述があります。そこで、厚労省の専門的26業務に該当しないということが明確化したという、その根拠と申しますか、どこかに厚労省に確認してもらってそれが明確化したのか。どう明確化になったのかという説明と、今年度は恐らく委託の方面では進まないように見受けられるんですが、なるべく早い時期にというお話もありましたので、今後数年間の予定を伺いたいと思います。

2点目は負担金の関係で、前回の議会でも組合側から20億円を超さないように目標を持っていると。実際今年度の予算を見ると19億5,000万円ですか、になっているので、目標を達成されたことはすごいなと、すばらしいなと思いますが、次にやはりさらなる削減を目指していかなければならないと思います。そういった意味では、またある程度の一

定の目標金額を想定することも必要かなと思いますが、御見解を伺いたいと思います。

3点目が、これは僕もよくわからないんですが、予備費の金額設定について、根拠とか理由を教えてくださいなと思います。たしか1億9,000万円ほどですか、予備費が計上されていて、さきの補正予算でも大分上積みされていたと思うんですが、これだけの予備費が必要である理由を教えてください。

4点目がし尿処理施設の関係で、やはり施政方針を見ても5.5%の減を23年度は見込んでいるということで、施設の老朽化等もあると思います。こういったし尿が運搬量が減っていく中で、一方で建物の建てかえも必要であると。そういう状況の中で今後どのように施設の建てかえを、あるいは施設の廃止といいますか、そういうのも含めて違ったやり方でし尿処理をしていく方法もあるのか。そういった面も含めて方向性がもし現段階で検討されているものがあれば、教えてくださいなと思います。

とりあえず以上です。

○助役（森田浩） まずクリーンポートの委託の関係でございますが、御存じのとおりクリーンポートにおきましては現在4班体制で1班が7名、そのうち委託は2班で直営が2班でやっておりますから、直営の職員は14名の方が運転にかかわっているわけでございます。これが全面委託になりますと、例えば今委託しますと、14名の職員にやめていただかなければならない。それは当然できないことですから、退職者との関係でなるべく支出がツープイと言ってしまうと言葉が悪いですが、増額にならないような、退職者がふえたときに全面委託に持っていくということで考えておりますので、徐々に委託をふやして行って、最終的にはそういう段階が来たら全面委託ということも考えていかなければならないということで今考えております。

負担金の20億円以内ということですが、これはできれば20億円ということで1つの目安を柳泉園として立てさせていただいたんですけれども、これは非常に難しい問題で、当初非常に20億円を超えて20何億ということで、最近何年間、本当の数年は20億円を維持しているということで、当初はもっと高かったんですね。それで、今後ではどうなるのかと言いますと、10年、11年たちましてクリーンポートが建設されて経過しまして、今後大規模改修が必然的に多くなるということで、それにかかわる経費は今まで以上に大きな経費がかかるであろうと想定されるわけです。そういう中であって、20億円で果たして範囲内で適正なごみ処理が可能かと言いましても、なかなか難しいのではないかと思います。それとあわせて現状のままでいった場合には、公債費の償還金

が何年か、二、三年先には6億円とか8億円とか減少していきます。どうにかそこまで本
当に必要なところだけ改修させていただいて、経費を節減して、その二、三年までもた
すような運転の仕方をして、その時点で償還金が減少した時点で大規模改修を行って20
億円で抑えるということも今中では、内部的には検討はさせていただいております。

あと、予備費の関係は総務課長から少し答弁させていただきます。

○総務課長（新井謙二） それでは、予備費の関係でございますが、大変恐れ入りますが、
予算資料の12ページをすみません、議案第6号資料でございます。平成24年度柳泉園
組合一般会計予算書の最後に添付させていただいております。12ページをごらんくださ
い。

まずこの真ん中に書いてございます表なんですけれども、その中に予備費がございます。
この予備費におきましては、2,097万8,000円でございますが、これにおきましては先
ほど申したとおり、私車処分費の分が含まれていないものでございます。

まず私車処分費でございますが、ごみ処理手数料を徴収しております。現在1キロ当た
り38円を徴収しておりますが、その38円には柳泉園にかかわる費用として約25円、
最終処分費ですね。そちらにかかわる分が約13円でございます。この13円におきまし
ては、柳泉園組合が直接広域に払っているわけではございません。関係市が払っているもの
でございますから、この予備費の中にプールしておきまして、平成24年度で申し上げ
ますと、予備費の中にプールしたものを翌年度、平成25年度の負担金で精算しておりま
す。今回の平成24年度におきましては、平成23年度に予備費にプールしておきました
1億7,103万9,000円ほどでございますが、それにつきまして翌年度より繰越しを
しまして、繰越金として歳入において負担金の計算式では負担金を計算した後、私車処分
費の精算といたしまして最終的な負担金が決まるわけでございます。そんな関係で、予
備費におきましてはどうしてもごみ処理手数料から算出しておりますので、その分毎年毎
年予備費がこういう金額になってございます。

本年度の私車処分費でございますが、先ほど申し上げたとおり1億6,702万2,000
円。この根拠でございますが、本年度予算計上したごみ処理手数料分、約13円に相当す
るものでございます。

○資源推進課長（佐藤元昭） では、し尿処理の今後の方向性ということですが、
現在柳泉園組合と3市が基本計画の見直しを行っております。今年度中に出ますので、その
基本計画で関係3市からのし尿のおおよその量が把握できます。それをもとに今後今のし

尿処理施設を改造するのか更新するのか、また新しい違う方法で処理するのか、いろいろ関係市と協議・調整しながら、基本計画が出てからそういうことの方性を決めていきたいと、そう考えております。

○助役（森田浩） 少し補足させてもらいたいですけれども、先ほどの予備費ですけれども、本年度は1億8,800万円の予備費があるわけですね。総予算額に対してかなり比率が高いと。どうしてですかと。その中に私車処分費と言いまして、どうしてもこれは3市の私車の関係で、ここに予備費として入れておかなければいけない経費がこの中に含まれているわけですね。それを引きますと実際の柳泉園が使える、少し言葉が悪いんですけれども、本来の予備費という金額は2,000万円になるわけですね。ですから、それほど一般的に行われている各市町村の予算の規模とほとんど変わらないということでございまして、御理解をいただければと思います。

○2番（梶井琢太） 御答弁ありがとうございました。1点目の委託の関係につきましては退職者の方の関係もあるということなので、計画的に進めていただければなど。なるべく早目にといいますか、計画的に進めていただきたいなと思います。

2点目の負担金については、これは少しし尿処理とか、あるいは粗大ごみの施設というんですか、多分大分老朽化している施設があると思うんですが、こういった施設改修の点からもすごく密着な関係があると思うんですね。先ほどの御答弁にもありましたように、しばらく20億円、現状でいきたいんですけども、一方で施設改修があるから云々というお話もありました。逆に言えば、今後の施設改修の計画をなるべく早目に中長期的なといいますか、そういったものを決めていかないと、負担金の抑制というのなかなか具体的なシミュレーションができないのではないかなと思うんですが、その点に関しては御答弁を再度いただきたいと思います。

あと、予備費の関係についてはわかりました。さまざまな要因があって、本来的には2,000万円程度であると。一般的な規模であるということでしたので、それはそれで了解いたしました。

○助役（森田浩） 予算編成をする段階におきまして、負担金に一番影響を与える項目といたしましては、クリーンポートの大規模改修が一番経常的な経費の中では左右されます。そういたしますと、予算を編成する段階である程度中期的な計画というのは当然必要でありますから、予算を作成する資料としてのクリーンポートの整備計画というのは5カ年ぐらいつくってあります。内部的に資料としてはつくってございますが、それを柳泉園の中

期的な5年なら5年の全体予算を含めた計画というのは策定してございません。これから当然策定していかなければ、20億円というところの整合性というのはなかなか図れませんから、当然必要であろうかと思えますけれども、そこまでは今のところは至っていないということでございます。したがって、なるべく早い時期にその辺も策定はしたいと思えますが、何分にもクリーンポートは一たん中に定期点検で入って見ないと次の予算が算定できないんですね。というのは、例えば火格子1つをとっても、1つ20万円、30万円するのが609本入っているんですよ。それが4段階に分かれていまして、それで動いています。それで悪いところがあればその中で取りかえているわけですね。本来ならば全部1カ所を、10本なら10本、20本なら20本、悪くてもよくてもその部分は部分としてとらえてかえてしまうんですけども、中に入れてみて悪い部分だけ取りかえるという、本当に適正な、きちんと見て節減を図ってやっているという状況ですから、その辺が想定するのが非常に難しいわけですね。ですから、そういうものも含めて現在は、クリーンポートの関係だけの5カ年計画なりを立てているということで御理解いただきたいんです。

今後は柳泉園全体を考えた時点での計画を立てて、20億円というものの確保をどう図っていくかということは、これからは求められていくんだということは十分承知しておりますので、それに向かってなるべく努力していきたいと思っております。

○7番(中村清治) 1点だけなんですけれども、施設管理についてなんですけれども、清瀬市に清柳園でよろしいんです、呼び方は。施設があるんですけれども、柳泉園ができたときに向こうの焼却場を廃止してこちらに移したということで、ただまだその施設が残っているわけです。それで、ツタが絡まって、かなり被写体とすればいい被写体になるときもあるんですけれども、やはりこれから過去2000年にさかのぼって考えると、大きな地震があると、その10年以内に必ずマグニチュード8度ぐらいの地震があるという、4回あったんですけれども、そういう統計もあるんですね。ですから、そういうことが起きる可能性というのはあるわけで、先日東京湾の直下型が、プレートが30キロから40キロを想定していたら、10キロ浅いところがあることが判明したという研究チームの記事が載ってございましたけれども、そういうことを考えると、やはりかなり危険かなと思えますけれども、施設管理としてどのようなことを今後、当面の問題なんですけれどもお考えなのか、その点についてお願いします。

○施設管理課長(中村清) 清柳園の関係でございます。安全管理の確認のことについて

でございますけれども、安全点検は1年、四半期ごと、きのうも行って確認してまいりました。写真も撮ってまいりました。何を確認しますかという、周りの塀が二重にありますので、そのかぎですね。それから中に人が入った形跡がないのかどうか。当然中が非常に古くてぼろぼろですので、中までは入ることはできませんでした。ただその周りの状況、現況を確認してまいりました。いつも年に4回ほど行っておりますけれども、施設管理課で管理しているのは現在はそういうところでございます。

○7番（中村清治） 私も時々行きますので、大体河川側はきちんと塀がしてありまして、ただ使っているんです。職員が段ボールとか、車も若干入っておりますし、ケースもあつたりしておりますので、その辺が反対側から行くと、日曜日なんかいろいろなものを、粗大ごみを受け取っておりますので、やはりその辺は少し気をつけて安全管理をしていく必要があるのではないかなと思います。夜間も、反対側から回れば入れるところもありますので、少しそういう面で見ると心配な部分で思うんですね。ただ柳泉園組合としては財産です。ですから、その辺で私が危惧するのは、何か事故が起きたときに安全的な対策を施していないとそれは事業者責任になりますので、その辺をもう少ししっかりと検証していただいて、ともかく保護さくというか、そういうものだけはきちんとやっておいていただきたいなと思います。

その後のことについてはすぐにあれを壊せという予算、そういうものを立てるといふことはやはり管理者で考えていっていただかないと、なかなかこちら側の予算要望というか、予算を立てているわけではございませんので、その点についてはもうそんなに先送りをすることではない問題ではないかなと思います。その点についても一回お願いします。

○助役（森田浩） 議員御指摘の清柳園の関係につきましては、柳泉園の一番の課題といってもいいほど非常に大きい課題だととらえております。それは日常管理の面においてもそれを含めまして、また何よりもあそこをいつどのように解体し、解体後の利用をどうするのかということの一連の計画をどう立てるのか、それをいつやるのかということは非常に大きな課題だということで、いろいろ内部的には検討はさせていただいているんですけれども、何分一たんそこを始めてしまいますと、すべて進んでやらなければ済まないことになりますから、その辺は開始に当たっては3市と綿密に、財源的な問題もすべて調整していかなければ大きな財源が必要になる想定もできますので、慎重にこれから、御指摘は本当にそのとおりだと思いますので、その辺は3市とよく連携をとりながら慎重に事を進めてまいりたいと思います。

○7番（中村清治） ぜひ長短期的なところの部分で検討していただければと思います。

私はこの問題は前から薄々心配はしていたんですね。それで、この柳泉園組合の会議の中でも話題になったということは聞いておりますけれども、具体的にどういうことになっているのかは私存じておりませんが、私を感じたことが申し上げたことで、今、助役からもそういうことで非常に大きな問題だという認識は持っている。ただ、そのことがあまりにも大きいというか、やはり先を見越してどうするかということは、今すぐというわけにもいかないというのはこれはわかるんですけども、でも実際にこのままじゃいけないです。ですから、何回も繰り返しますけれども、長短期的な計画の中でどうしようかということを検討委員会でも何かをやはり議論していかないと、そのまま先送りになっている状態なのかなと感じておりますので、よろしくお願いします。要望しておきます。

○6番（安齊慎一郎） 13ページの資源回収物売払の1億6,239万円と回収鉄等売払の1,412万5,000円についてももう少しお伺いしたいし、エル企画の関係はどちらなのか。資源回収かと思うんですけども、それがどのくらい含まれているのかお答えいただきたいと思います。

歳出では17ページの弁護士報酬金として1,000円が計上されていて、そのもう少し下に委託料で顧問弁護士委託37万8,000円です、が計上されているんですけども、大体その程度のことで弁護士の関係の予算というのは済んできているのか、済む見込みなのか、そのこともお伺いしたいと思います。

○資源推進課長（佐藤元昭） 平成24年度の資源回収物売払の内訳をお話しすればよいでしょうか。

○6番（安齊慎一郎） はい。

○資源推進課長（佐藤元昭） アルミ缶プレスが単価125円で600トン、スチール缶プレスが単価28円で580トン、生きびんが1本2円として20万本、古紙、布類、新聞が、これは単価がすみません、キロ当たりなんですけれども、8円で260トン、雑誌が6円で1,170トン、段ボールが7円で560トン、牛乳パックが12円で1トン、布類が2円で209トン、ペットボトルが60円で955トン、また回収鉄等売払ですけども、磁選機回収鉄が25円で560トン、鉄類有価物が1円25銭で100トン、トータルで資源回収物売払が1億6,239万円、回収鉄等売払が1,412万5,000円という予算になっております。

あと、エル企画の関係ですけども、エル企画に対しての金額はこの中には入っていま

せん。補足といたしまして、エル企画に対しましては月に1回程度現地に行って現況確認をし、最後の代表の方の携帯電話に連絡すると接触できる対応はしていますけれども、現在接触することはできていないという現状があります。

○総務課長（新井謙二） まずエル企画の件の予算化でございますが、3月31日までに入っていない場合につきましては繰り越し調停を起こしまして、4月1日に予算に組み込まれます。

続きまして、17ページでございます。

まず13節委託料の顧問弁護士委託料でございますが、こちらにおきましては武蔵野市にございます中村法律事務所と顧問弁護士の契約を現在は締結しておりまして、月額3万1,500円でございます。

その上の8節報償費でございます。エル企画の件で何か進展等があって弁護士に頼むときに、こういった予算措置として1,000円を計上しております。

○6番（安斉慎一郎） この間も決算のときに少し質疑をして、400幾らだったかの通帳を差し押さえたということで、これはいつまでこういうのを続けるのかなと思っていたものですから、どう今後処置をしていくのかね。連絡をとって連絡をとってということとずっと繰り越していくのか、どこかでけじめをつけのか、その辺の考え方は少し聞いておきたいなと思って、私もこれはある程度のところでもう打ち切ったほうがいいのではないかなんていう考えも持っているものですから、どう考えているのかなと思っているんですけども。

○総務課長（新井謙二） エル企画の件でございますが、こちらにおきましてはいつ見切りを切るかということでございます。両監査委員とやはりこういったことについてはまず御相談といたしますか、そちらと御相談させていただきたいと思っております。法的には10年でございます。

○6番（安斉慎一郎） そうしますと、今お答えになったのは両管理者と、何とおっしゃったんですか。最初の御答弁がよく聞き取れなかったんですけども。

○議長（遠藤源太郎） 監査ということです。

○6番（安斉慎一郎） 両監査と相談してと。それで、10年というのがあると。既に何年がたっていて、あと何年残っていて、その10年までずっと続けるのか、それともその途中で監査と相談して打ち切るのか、その2つの答弁がよくわからないんですけども、どちらをとるんでしょうか。

○総務課長（新井謙二） 平成21年からでございますので、10年と言いますと31年まででございます。

その間、全く進展がなかった場合におきましては、両監査委員とそういったことについてやはり御相談と申しますか、いつごろ見切りをつけるかということについては、まずは御相談をさせていただきたいと考えております。

○助役（森田浩） 少し補足をさせてください。不納欠損にいつするかということで、法的には10年間たてば不納欠損ということで欠損が処理できるんですけども、その間柳泉園が何をやるべきかという、それを考えますと、一番大事なことは、いかに回収することが一番大事かということがまず10年間求められるわけですから、10年間は会社がある限りはその会社に対して幾らでもいいから回収したいということで努力を重ねていきたい。ただ、その相手が法的に倒産等をした場合には、それは法的に10年待たなくても不納欠損せざるを得ないという状況になると思いますけれども、当面現状では10年がまだたっておりませんから、不納欠損というのはなかなか難しいのではないかと。むしろ回収に向けて努力するのが柳泉園の役割ではないかとは思っております。

○6番（安斉慎一郎） 法律上というか、制度上そうせざるを得ないんだというのは理解しました。ただ、実際にその間に課長が訪問したり、あるいは電話をかけたか物何か郵送したりと。差し押さえというのは400幾らの通帳しかないわけだから、ただ出費がずっと10年間、あと何年間ですかね、六、七年続くと思うんですけども、ただ出費だけは続くとしか見られないので、無駄だなという感じもしないでもないんですけども、相手が倒産とか破産とか、そういうことをしない限りそういうのは少し難しいということなんです。わかりました。

○3番（村山順次郎） 施設更新に関しては、中長期的な計画をつくってほしいということについては、梶井議員からの質問とその答弁で理解しましたので、僕からもその要望はしておきたいと思っております。

それで、お聞きしたいのは厚生施設の問題なんですけれども、報告を見ますと減少傾向でいると。いろいろ事情はあると思いますが、一方でアピールをして利用促進をしていく。また利用してもらえる内容をつくっていくということは必要なことなのかなとも思いますが、それは予算の中ではどのように反映されていて、現状の利用数とか利用率とかというものを引き上げていくことについてはどのようにお考えになっているのかということはお聞きしたいなと思っております。

○施設管理課長（中村清） 確かに議員がおっしゃられているとおり、少し下がりぎみでございます。先ほども申しましたと思いますけれども、平成18年がピークでございまして、それから少し下がりぎみになっておるところでございます。なかなか回復してこないというのが現状でございます。

それで、何か柳泉園として、組合としてのPRを考えたらどうかということでございますけれども、現在バスの車内放送に出しております。それが東久留米西団地の停留所で6路線、滝山団地の入り口で8路線、回数につきましては西団地入り口の123回ですね、1日当たり。それから柳窪1丁目のところにおきましては187回、滝山3丁目におきましては287回の放送案内となっております。資料の21ページにそれが記載されているところでございます。

それと、柳泉園のホームページでも浴場施設、グランドパークのことを載せてありますので、結構その問い合わせも多いところでございます。

それと、年に3回発行しております組合ニュースがありますけれども、その裏の面にもグランドパークのことについて掲載されて、いつも見られる状況になっております。

それともう1つ、その西団地の停留所のところに柳泉園グランドパークの看板も設置してございます。そのようなことで一応PRを図っているということが現状でございます。

○3番（村山順次郎） 僕もバスは利用しますので、お風呂、プールの柳泉園は久留米西団地でおおりくださいというそのアナウンスは聞いておりますが、その内容の改善とかいろいろな形で、予算は限られている現状の中でということになると思いますので、工夫をしていただきたいなと思います。

それで、先ほど清柳園のお話がありましたが、でいいんですけど。清瀬市でそういう施設があって、柳泉園の財産だということぐらいは先輩議員から聞いてはいるんですけども、その経過というところも自分で調べればいいんでしょうけれども、わかる資料があれば次回でも結構ですので、お示しいただければなとも思いますが、それはいかがでしょうか。

○助役（森田浩） 清柳園の関係につきましては、経過等をまとめたものがたしかあったと思いますので、それは提出させていただきます。またなければそれなりに作りまして、次回の議会までには提出させていただきたいと思います。

○議長（遠藤源太郎） ただいまの資料は次回にいただくということでよろしいですか。

○3番（村山順次郎） はい。

○議長（遠藤源太郎） では、そのようにさせていただきたいと思いますので、次回の定例会のときに資料としてお出しいただくようお願いいたします。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠藤源太郎） ないようですので、以上をもって議案第5号、平成24年度柳泉園組合経費の負担金について及び議案第6号、平成24年度柳泉園組合一般会計予算の質疑を終結いたします。

これより議案第5号、平成24年度柳泉園組合経費の負担金についてに対する討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠藤源太郎） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議案第5号、平成24年度柳泉園組合経費の負担金についてを採決いたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（遠藤源太郎） 挙手全員であります。よって、議案第5号、平成24年度柳泉園組合経費の負担金については原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号、平成24年度柳泉園組合一般会計予算に対する討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠藤源太郎） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議案第6号、平成24年度柳泉園組合一般会計予算を採決いたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（遠藤源太郎） 挙手全員であります。よって、議案第6号、平成24年度柳泉園組合一般会計予算は原案のとおり可決されました。

ここで、職員をして平成24年柳泉園組合議会定例会日程予定表を配付させます。

暫時休憩いたします。

午後 4時04分 休憩

午後 4時04分 再開

○議長（遠藤源太郎） 会議を再開いたします。

以上をもって本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて平成24年第1回柳泉園組合議会定例会を閉会といたします。

午後 4時04分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳泉園組合議会議長 遠藤 源太郎

議 員 村 山 順次郎

議 員 石 塚 真知子